

第16回 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年9月29日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 2 階
秋葉原コンベンションホール
(末尾の「第16回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(業務執行取締役に限る。)
に対する業績連動型譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件

書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使期限

2021年9月28日(火曜日)午後6時まで

議決権行使ウェブサイトは、2021年9月4日(土)午前0時から2021年9月5日(日)午後12時の間、メンテナンス作業のため、取扱いを停止いたします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

※詳細は5ページ及び6ページをご参照ください。

招集通知閲覧も議決権行使もスマホで簡単

招集通知を見る



手軽に確認
主要コンテンツを
どこでも閲覧可能。



スマート招集

議決権を行使する



カンタン
1分目安の
スピード行使。



安全・安心
自動認識システム大賞
「優秀賞」受賞。

スマート行使®

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するお願い

- 感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、極力、書面(郵送)又はインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
 - 株主総会にご出席の株主様への記念品(お土産)のご用意はございません。
- 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



代表取締役社長 兼 CEO

八木 毅之

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年7月1日に代表取締役社長に就任いたしました八木毅之でございます。
当社第16回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

まず、この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

第16期事業年度(2020年7月1日～2021年6月30日)の経営環境は先行き不透明な状況で推移したものの、リモートワークやセキュリティ環境の整備ニーズの高まりもあってIT分野の技術者に対する需要が堅調だったこと、お客様のご理解のもと稼働率・契約更新率の維持が図られたこと、コスト・コントロールを継続的に実施したこと等により、通期の業績は売上収益1,613億円(第15期対比+1.8%)、営業利益194億円(同+23.4%)と、増収増益を達成することができました。これもひとえに、株主の皆様はもとよりお客様やすべてのステークホルダーの皆様のご支援の賜物と、心より御礼申し上げます。

当社グループは、さらなる飛躍に向けて、第17期事業年度(2021年7月1日～2022年6月30日)を初年度とする新たな5か年の中期経営計画「Evolution 2026」を策定・発表いたしました。前半2年間で「コア事業進化の基盤形成」ステージ、後半3年間で「高成長の実現」ステージと位置づけ、コア事業たる国内技術者派遣事業の質を重視した成長を図りながら、その進化を推進し、社会の変化や技術の進歩に対応したソリューション事業の拡大を進めてまいります。また、従来同様、株主・投資家の皆様との対話を踏まえ、ESGに配慮した経営基盤の更なる強化や各種施策の実践を進め、企業価値の継続的な向上に努めてまいります。

私たちは、技術と人の力でお客様と価値を共創し、すべてのステークホルダーの皆様のご期待・信頼にお応えすることにより、持続可能な社会の実現に向けて挑戦してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第16回定時株主総会招集ご通知 3

議決権行使についてのご案内 5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 7

第2号議案 定款一部変更の件 8

第3号議案 取締役9名選任の件 9

第4号議案 監査役1名選任の件 19

第5号議案 補欠監査役1名選任の件 21

第6号議案 取締役(業務執行取締役に限る。) 22

に対する業績連動型譲渡制限付株

式の付与のための報酬決定の件

提供書面

事業報告

1.企業集団の現況 31

(1) 当連結会計年度の事業の状況

(2) 財産及び損益の状況

(3) 重要な子会社の状況

(4) 対処すべき課題

(5) 主要な事業内容

(6) 主要な事業所等

(7) 従業員の状況

(8) 主要な借入先の状況

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2.会社の現況 43

(1) 株式の状況

(2) 新株予約権等の状況

(3) 会社役員の状況

(4) 会計監査人の状況

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結財政状態計算書 56

連結損益計算書 57

計算書類

貸借対照表 58

損益計算書 59

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 60

計算書類に係る会計監査報告 62

監査役会の監査報告 64

TOPICS

TOPICS 66

株 主 各 位

証券コード 6028
2021年9月3日
東京都港区六本木六丁目10番1号

テクノプロ・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 兼 CEO 八 木 毅 之

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、5 ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年9月29日(水曜日)午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル 2 階 秋葉原コンベンションホール (末尾の「第16回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第16期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第16期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 取締役(業務執行取締役に限る。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本株主総会招集ご通知の発送前にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしました。

当社ウェブサイト：<https://www.technoproholdings.com/>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、株主の皆様におかれましては、下記の点につきご留意いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様のご理解ならびにご協力をよろしくお願い申し上げます。

■事前の議決権行使のお願い

感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日のご来場はお控えいただき、極力、書面(郵送)又はインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使に関する詳細は、5ページ及び6ページをご参照ください。

■ご来場される株主様へのお願い

ご来場を予定される株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、及び風邪症状がある等体調不良の方につきましては、株主総会へのご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。

なお、感染拡大防止の観点から、本年の株主総会においては、下記の対応を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

- ・記念品(お土産)のご用意及び水、お茶等の飲料のご提供を取りやめさせていただきます。
- ・会場の座席の間隔を十分に確保するため、ご用意できる席数が限られます。このため、ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場入口付近で検温を実施させていただきます。検温にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、ご入場のご遠慮をお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- ・体調がすぐれないとお見受けする方に、運営スタッフがお声がけする場合やご退会をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場内においては、登壇役員及び運営スタッフのマスク、フェイスシールド、手袋等の着用、アルコール消毒液の設置、その他感染予防措置を講じる予定でありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮する運営とすることを検討しております。

今後の状況の変化に応じて、上記内容を変更する場合もございます。

また、株主総会当日までの状況次第では、会場や開始時刻、運営方法を大きく変更することも想定しております。

最新情報は当社ウェブサイトにてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.technoproholdings.com/>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使いただくようお願い申し上げます。

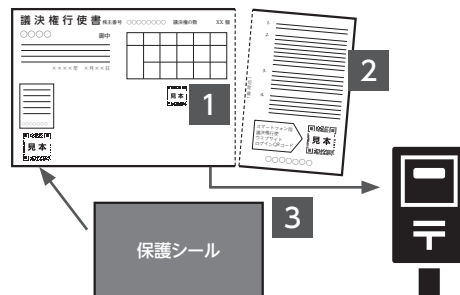
書面(郵送)により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に記載されているお願いをお読みいただき、議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年9月28日(火曜日) 午後6時到着分まで



- 1 議案に対する賛否をご記入ください。
※各議案につきまして、賛否のご記入がない場合、
“賛”のご記入があったものとしてお取扱いいたします。
- 2 ミシン目で切り離してください。
- 3 個人情報保護シールを貼ってご投函ください。



インターネットにより議決権を行使される場合



次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にて「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力する方法により、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年9月28日(火曜日) 午後6時まで

議決権行使ウェブサイトは、2021年9月4日(土)午前0時から2021年9月5日(日)午後12時の間、メンテナンス作業のため、取扱いを休止いたします。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォン・タブレットからの議決権行使が便利になりました。
インターネットによる議決権行使の方法は次頁をご参照ください。

株主総会にご出席される場合



本株主総会招集ご通知に同封しております議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。

なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※株主総会にご出席の場合は、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2021年9月29日(水曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

場所 秋葉原コンベンションホール

東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階

(末尾の「第16回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

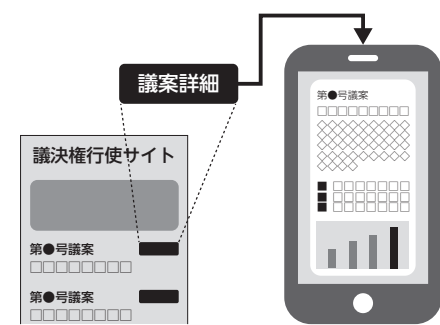
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

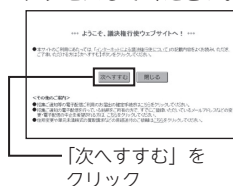
スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

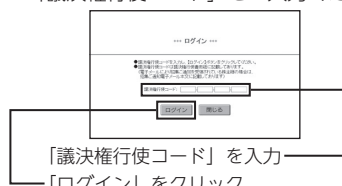
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



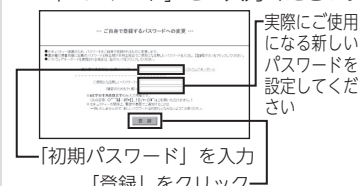
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「初期パスワード」を入力
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

書面とインターネットにより、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン・タブレットの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権行使ウェブサイトは、2021年9月4日(土)午前0時から2021年9月5日(日)午後12時の間、メンテナンス作業のため、取扱いを休止いたします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

◆議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)◆

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

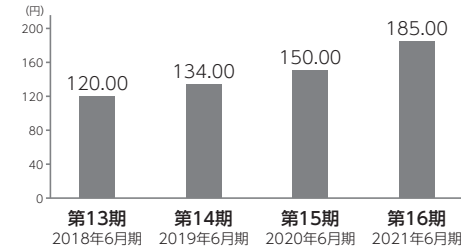
利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様へ直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目処とし、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。

以上の方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 135円 配当総額 4,847,672,475円 なお、中間配当金として1株につき50円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき185円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年9月30日

(注) 当社は、2021年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当事業年度(第16期)の期末配当につきましては、配当基準日が2021年6月30日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

1株当たり年間配当金の推移



ご参考：1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移

区分	第13期 (2018年6月期)	第14期 (2019年6月期)	第15期 (2020年6月期)	第16期 (2021年6月期)
1株当たり年間配当金(円)	120.00	134.00	150.00	185.00
連結配当性向(%)	50.0	50.2	50.0	50.2

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会議長の柔軟な人選を行うことにより、取締役会の実効性をさらに高めることを目的として、取締役会の招集権者及び議長を取締役会の決議で選定できるよう、現行定款第23条(取締役会)第1項を変更するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款
第23条(取締役会) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役に差し支えあるとき、若しくは欠けたとき、又は代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 2. (条文省略) 3. (条文省略)

変 更 案
第23条(取締役会) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> が招集し、その議長となる。ただし、 <u>当該取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

第3号議案

取締役 9 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役 8 名全員が任期満了となります。つきましては、あらためて取締役 9 名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

<取締役増員の理由>

コーポレートガバナンスの更なる強化、及び一層幅広い専門分野からの経営判断と監督を可能とすることを目的に、中期経営計画における経営戦略に照らして、IT分野の知見並びに他社での経営経験を有する新たな社外取締役のご選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会への 出席状況	指名報酬諮問委員会 への出席状況	独立役員会議への 出席状況
1	にし お やす し 西 尾 保 示	取締役会長 再任	非業務 執行 15/15回 (100%)	—	—
2	や ぎ たけ し 八 木 毅 之	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者) 再任	15/15回 (100%)	—	—
3	しま おか がく 嶋 岡 学	代表取締役副社長 COO (最高執行責任者) 再任	15/15回 (100%)	—	—
4	あさ い こういちろう 浅 井 功一郎	専務取締役 再任	15/15回 (100%)	—	—
5	はぎ わら とし ひろ 萩 原 利 仁	常務取締役 CFO (最高財務責任者) 再任	15/15回 (100%)	—	—
6	わた べ つね ひろ 渡 部 恒 弘	取締役 (社外) 再任 社外 独立 非業務 執行	15/15回 (100%)	12/12回 (100%)	2/2回 (100%)
7	やま だ かず ひこ 山 田 和 彦	取締役 (社外) 再任 社外 独立 非業務 執行	15/15回 (100%)	12/12回 (100%)	2/2回 (100%)
8	さか もと はる み 坂 本 春 生	取締役 (社外) 再任 社外 独立 非業務 執行	15/15回 (100%)	—	2/2回 (100%)
9	たか せ しょう こ 高 瀬 正 子	— 新任 社外 独立 非業務 執行	—	—	—

- (注) 1. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が再任または選任された場合、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
2. 指名報酬諮問委員会は、2021年7月1日付で、指名報酬委員会へ名称変更いたしました。

候補者番号

1

にし お
西尾

やす し
保示

生年月日（1951年12月7日生）
満69歳（2021年9月29日現在）
所有する当社の株式数 41,080株
（2021年6月30日現在）

再任

非業務
執行



取締役在任期間

9年5か月

2021年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100％）

略歴、当社における地位及び担当

1974年 4月 ㈱日本長期信用銀行（現㈱新生銀行）入行
2000年 3月 同行管理部長
2000年 7月 山佐㈱常務執行役員
2004年12月 セコムメディカルリソース㈱専務取締役
2005年10月 ㈱あんしん会 四谷メディカルキューブ常務理事
2006年10月 昭和地所㈱CFO兼財務部長
2007年 7月 国際興業㈱専務執行役員兼CFO
2008年 5月 グッドウィル・グループ㈱取締役兼CFO
2009年10月 ラディアホールディングス㈱常務執行役員兼CFO
2010年10月 ㈱アドバンテージ・リソーシング・ジャパン常務取締役兼CFO
2012年 4月 当社常務取締役兼CFO兼財務経理本部長
2013年 7月 当社代表取締役社長兼CEO兼CFO兼財務経理本部長
2014年 2月 当社代表取締役社長兼CEO
2014年 7月 ㈱テクノプロ代表取締役社長
2021年 7月 当社取締役会長（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

〈取締役候補者とした理由〉

西尾保示氏は、銀行をはじめとする様々な業界における経営職を経て、当社では最高財務責任者を務めた後、2013年7月から代表取締役社長兼CEOとして経営全般を指揮統轄し、当社グループの業績の継続的な向上を実現した実績を有しております。また、取締役会の議長として、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。2021年7月からは取締役会長として、当社における豊富な経営経験に裏付けされた的確な視点及び業務執行に携わらない客観的な立場から助言を行うとともに、コーポレートガバナンスの実効性の向上に努めております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、今後も十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

- （注） 1. 西尾保示氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、西尾保示氏の所有する当社の株式数は、株式分割前の2021年6月30日現在の株式数を記載しております。
3. 西尾保示氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

やぎ
八木
たけし
毅之

生年月日 (1967年8月9日生)
満54歳 (2021年9月29日現在)
所有する当社の株式数 13,040株
(2021年6月30日現在)

再任



取締役在任期間

7年2か月

2021年6月期における出席状況

取締役会

15/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 (株)日本長期信用銀行 (現(株)新生銀行) 入行
2008年 5月 (株)新生銀行 人事部部長
2012年11月 当社常務執行役員兼人事本部長
2013年 8月 (株)テクノプロ・コンストラクション取締役 (現任)
2014年 2月 当社常務執行役員 (人事総務担当)
2014年 7月 当社取締役 (人事総務担当) 兼常務執行役員
(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員
2018年 9月 当社取締役 (人事総務担当兼CSR推進副担当) 兼常務執行役員
2021年 7月 当社代表取締役社長兼CEO (現任)
(株)テクノプロ取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ取締役

(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

〈取締役候補者とした理由〉

八木毅之氏は、銀行において人事分野に長く携わった後、2014年7月から当社取締役として経営に参画し、人事・人材開発・総務・CSR推進部門を担当、同分野における豊富な経験と幅広い見識を有しています。特に、コーポレートガバナンスの強化、内部管理体制の整備、人事諸制度の導入、教育研修体系の構築等の面で実績をあげるとともに、戦略策定への参画を通じた事業の成長・業績の向上及び取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。また、2021年7月には代表取締役社長兼CEOに就任し、当社グループの経営全般を指揮統括しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 八木毅之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、八木毅之氏の所有する当社の株式数は、株式分割前の2021年6月30日現在の株式数を記載しております。

候補者番号

3

しまおか
嶋岡がく
学生年月日（1975年6月12日生）
満46歳（2021年9月29日現在）
所有する当社の株式数 35,740株
（2021年6月30日現在）

再任

取締役在任期間
7年7か月2021年6月期における出席状況
取締役会
15／15回（100%）

略歴、当社における地位及び担当

2006年 8月 (株)シーテック代表取締役社長
2006年11月 (株)クリスタル代表取締役社長
2007年 6月 グッドウィル・グループ(株)常務執行役員
2008年 5月 グッドウィル・グループ(株)取締役COO
2009年10月 ラディアホールディングス(株)常務執行役員
2012年 4月 当社常務執行役員
2014年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員
2014年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員
2019年 3月 当社取締役(事業担当兼海外事業担当)兼常務執行役員
2021年 7月 当社代表取締役副社長兼COO(現任)
(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長)(現任)
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長)
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

〈取締役候補者とした理由〉

嶋岡学氏は、長年にわたり人材ビジネスに携わってきたため、業界・顧客動向及び技術潮流に精通し、当社グループの事業運営における豊富な経験を有しています。2014年2月から当社取締役(事業担当)として、2019年3月から取締役(事業担当兼海外事業担当)として、特に担当事業部門における技術者の高付加価値化とソリューション事業への注力、最新技術を有する企業との協業の推進、海外事業の戦略構築及び国内事業とのシナジー追求等の面で実績をあげるとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。また、2021年7月には代表取締役副社長兼COOに就任し、当社グループの事業運営に関する業務執行を統括しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 嶋岡学氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、嶋岡学氏の所有する当社の株式数は、株式分割前の2021年6月30日現在の株式数を記載しております。

候補者番号

4

あさ い
浅井

こうい ちろう
功一郎

生年月日 (1970年 3月 3日生)
満51歳 (2021年 9月29日現在)
所有する当社の株式数 17,740株
(2021年 6月30日現在)

再任



取締役在任期間

7年7か月

2021年6月期における出席状況

取締役会

15/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

2006年 1月 (株)クリスタル代表取締役社長
2007年 6月 グッドウィル・グループ(株)執行役員
2008年11月 (株)テクノプロ・エンジニアリング代表取締役社長
2010年 7月 (株)CSI代表取締役社長
2011年 6月 (株)アドバンテージ・サイエンス代表取締役社長
2012年 4月 当社常務執行役員
2014年 2月 当社取締役(事業担当) 兼常務執行役員
2014年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社長兼テクノプロ・IT社長) 兼専務執行役員
2021年 7月 当社専務取締役(現任)
(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社長兼テクノプロ・IT社長)(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社長兼テクノプロ・IT社長)

〈取締役候補者とした理由〉

浅井功一郎氏は、長年にわたり人材ビジネスに携わってきたため、業界・顧客動向及び技術潮流に精通し、当社グループの事業運営における豊富な経験を有しています。2014年2月から当社取締役(事業担当)として、2021年7月から専務取締役として、特に担当事業部門における技術者数の増加と利益の拡大、大手IT企業とのパートナーシップの推進、クラウド・セキュリティ・ERP関連各事業への注力等、コア事業の成長と進化を牽引するとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 浅井功一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、浅井功一郎氏の所有する当社の株式数は、株式分割前の2021年6月30日現在の株式数を記載しております。

候補者番号

5

はぎわら
萩原

としひろ
利仁

生年月日 (1971年8月1日生)
満50歳 (2021年9月29日現在)
所有する当社の株式数 3,409株
(2021年6月30日現在)

再任



取締役在任期間

2年

2021年6月期における出席状況

取締役会

15/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1996年 4月 (株)レコフ入社
2004年 8月 (株)サーベラスジャパン入社
2006年 4月 同社マネージングディレクター
2017年 1月 (株)朝日新聞社(経営企画室戦略チーム)
2019年 5月 当社常務執行役員(管理担当)
(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員(現任)
2019年 7月 当社常務執行役員(管理担当)兼CFO
2019年 9月 当社取締役(管理担当)兼CFO
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役(現任)
2021年 7月 当社常務取締役兼CFO(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員
(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

〈取締役候補者とした理由〉

萩原利仁氏は、企業買収、ファイナンス、資本市場、会計、税務の各分野に精通するとともに、豊富な実務経験を有しております。また、外資系投資ファンドに在職していた際に、当社グループの前身企業に対する投資に関与したことから、当社ビジネスについても熟知しております。2019年9月から当社取締役(管理担当)兼CFOとして、2021年7月から常務取締役兼CFOとして、特に資本コストの活用による経営管理の強化、中長期的な成長戦略の実効性を高めるための資本政策、財務安定性の確保、IR活動等の面で実績をあげるとともに、取締役会の意思決定機能の強化に貢献しております。業務執行のみならず、取締役として当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 萩原利仁氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、萩原利仁氏の所有する当社の株式数は、株式分割前の2021年6月30日現在の株式数を記載しております。

候補者番号

6

わた べ
渡部

つねひろ
恒弘

生年月日 (1945年 2月17日生)
満76歳 (2021年 9月29日現在)
所有する当社の株式数 0株
(2021年 6月30日現在)

再任

社外

独立

非業務
執行



取締役在任期間

9年5か月

2021年6月期における出席状況

取締役会

15／15回 (100%)

指名報酬諮問委員会

12／12回 (100%)

独立役員会議

2／2回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行
1994年 6月 同行取締役
1998年 7月 UBS信託銀行(株)取締役会長
2004年12月 UBS証券(株)取締役副会長
2007年 3月 モルガン・スタンレー証券(株)(現モルガン・スタンレーMUFG証券(株)) 副会長
2010年 8月 シーヴィーシー・アジア・パンフィック・ジャパン(株) 会長
2011年 6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株) 社外監査役
2012年 4月 当社取締役(現任)
(+財国際経済交流財団理事(現任))
2015年 6月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株) 社外取締役

【重要な兼職の状況】

(+財国際経済交流財団理事

〈社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要〉

渡部恒弘氏は、銀行、外資系金融機関等における経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、2012年4月に当社の社外取締役として就任以来、取締役会において当社グループの経営全般についての積極的な提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。また、指名報酬委員会の委員として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 渡部恒弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡部恒弘氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、9年5か月となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(28ページ及び30ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 渡部恒弘氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

やまだ
山田かずひこ
和彦生年月日（1981年4月28日生）
満40歳（2021年9月29日現在）
所有する当社の株式数 0株
（2021年6月30日現在）

再任

社外

独立

非業務
執行取締役在任期間
6年

2021年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100％）

指名報酬諮問委員会

12／12回（100％）

独立役員会議

2／2回（100％）

略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 第二東京弁護士会登録
中村・角田・松本法律事務所所属
2012年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任）
2015年 9月 当社取締役（現任）
2016年 9月 学習院大学法科大学院特別招聘教授（現任）
2019年12月 ㈱東京商品取引所社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

中村・角田・松本法律事務所パートナー
㈱東京商品取引所社外監査役

〈社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要〉

山田和彦氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、弁護士として、特に企業買収、企業再編、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を有しており、2015年9月に当社の社外取締役として就任以来、取締役会において特にコーポレートガバナンス強化についての提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。また、指名報酬委員会の委員として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 山田和彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田和彦氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、6年となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」（28ページ及び30ページ記載）を満たしております。当社は、同氏を㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 山田和彦氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

さかもと
坂本

はるみ
春生

生年月日（1938年4月10日生）
満83歳（2021年9月29日現在）
所有する当社の株式数 0株
（2021年6月30日現在）

再任

社外

独立

非業務
執行



取締役在任期間

5年

2021年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100％）

独立役員会議

2／2回（100％）

略歴、当社における地位及び担当

1962年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省
1984年 7月 同省大臣官房企画室長
1986年 6月 札幌通商産業局長
1987年 8月 ㈱第一勧業銀行顧問
1990年 5月 ㈱西友常務取締役
1997年 5月 同社代表取締役副社長
1997年 9月 ㈱西武百貨店代表取締役副社長
1999年 4月 社経済同友会副代表幹事
2000年10月 財2005年日本国際博覧会協会常任理事事務総長
2003年10月 同協会副会長
2006年 6月 財流通システム開発センター会長
2008年 6月 ㈱横浜銀行社外取締役
2010年 6月 社日本ファシリティマネジメント推進協会会長
2013年 6月 三菱自動車工業㈱社外取締役
2016年 9月 当社取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

坂本春生氏は、通商産業政策に携わる行政官として、また経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、2016年9月に当社の社外取締役として就任以来、取締役会において当社グループの経営全般についての積極的な提言や助言を行うとともに、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、引き続き同氏を独立社外取締役候補者いたしました。

- （注） 1. 坂本春生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂本春生氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、5年となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」（28ページ及び30ページ記載）を満たしております。当社は、同氏を㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 坂本春生氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 坂本春生氏が2018年6月まで社外取締役に就任していた三菱自動車工業㈱において、2016年4月に同社製車両の燃費試験における不正行為の事実が判明いたしました。また、同年9月に、国土交通省から、当該不正行為のあった車両の燃費値の再検証のために同社にて行った社内試験においても、不正行為があったとの指摘を受けました。さらに、2017年1月に、消費者庁から、燃費試験における不正行為があった同社製車両のカタログ等の表示において、不当品類及び不当表示防止法に違反する行為があったとして、措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、いずれの事実についても当該事実が判明するまで認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止を指示いたしました。

候補者番号

9

たかせ
高瀬

しょうこ
正子

生年月日（1965年1月4日生）
満56歳（2021年9月29日現在）
所有する当社の株式数 0株
（2021年6月30日現在）

新任

社外

独立

非業務
執行



略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
2005年 1月 IBM Corporation(IBM米国本社) 出向
2007年 1月 日本アイ・ビー・エム(株)グローバル・テクノロジー・サービス事業統括Marketing & Strategy部長
2010年 1月 同社ソフトウェア事業統括Tivoli事業部長
2015年 7月 同社成長戦略モバイル戦略責任者
2016年 7月 同社グローバル・テクノロジー・サービス事業統括レジリエンシー・サービス事業部長
2018年 7月 同社理事クラウドソリューションセンター長
2019年 4月 シスシステムズ(株)専務執行役員エンタープライズ事業統括
2021年 7月 当社顧問(現任)

【重要な兼職の状況】

なし

〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

高瀬正子氏は、グローバルなIT企業における豊富な実績と顧客動向及び技術潮流に関する幅広い知見を有しております。当社の中期経営計画においてデジタル領域に重点を置いたソリューション事業の拡大を目指すに際し、IT技術を活用し顧客のトランスフォーメーションを数多く実現してきた同氏より、実践的な視点に基づく有用な助言を得ることが期待できます。また、同氏は経営者としての経験も有していることから、当社経営に対する客観的な判断及び適切な監督が期待できます。当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、上記の役割を果たすことを期待して、新たに同氏を独立社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 高瀬正子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高瀬正子氏は社外取締役候補者であります。同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(28ページ及び30ページ記載)を満たしております。同氏が取締役に選任された場合、当社は、同氏を(株)東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 高瀬正子氏が取締役に選任された場合、同氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 高瀬正子氏と当社は、当社の経営状況ならびに事業戦略などに対して、独立性を有する外部者としての立場から有益な助言、指導を得るために顧問契約(契約期間：2021年7月1日～同年9月28日)を締結しております。なお、当該契約は、同氏に、当社社外取締役就任後、その期待される役割を早期かつ円滑に果たしていただくべく、当社社外取締役への就任に先だって、当社の事業の状況や中期経営計画の進捗状況等をご理解いただくことも目的としております。また、顧問としての報酬の総額は500万円を下回っており、当社の「社外役員 独立性判断基準」(30ページ記載)で定める範囲内となっており、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しております。

第4号議案

監査役 1 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 高尾光俊氏が任期満了となります。つきましては、あらためて監査役 1 名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	指名報酬諮問委員会への出席状況	独立役員会議への出席状況
たかおみつとし 高尾光俊	非常勤監査役(社外) 再任 社外 独立	15/15回 (100%)	16/16回 (100%)	12/12回 (100%)	2/2回 (100%)

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。高尾光俊氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本議案が原案どおり承認された場合の監査役会の構成

氏名	当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	指名報酬諮問委員会への出席状況	独立役員会議への出席状況
まだらめひとし 斑目仁	常勤監査役 非改選	15/15回 (100%)	16/16回 (100%)	—	—
たかおみつとし 高尾光俊	非常勤監査役(社外) 再任 社外 独立	15/15回 (100%)	16/16回 (100%)	12/12回 (100%)	2/2回 (100%)
みかみあきら 三神明	非常勤監査役(社外) 非改選 社外 独立	15/15回 (100%)	16/16回 (100%)	—	2/2回 (100%)
たなべこ 田邊 るみ子	非常勤監査役(社外) 非改選 社外 独立	12/12回 (100%)	11/11回 (100%)	—	2/2回 (100%)

(注) 1. 田邊るみ子氏の取締役会、監査役会及び独立役員会議への出席状況については、当社監査役に就任した2020年9月29日以降に開催された取締役会、監査役会及び独立役員会議に関する出席状況を記載しております。
2. 指名報酬諮問委員会は、2021年7月1日付で、指名報酬委員会へ名称変更いたしました。

た か お
高尾みつとし
光俊生年月日（1950年4月1日生）
満71歳（2021年9月29日現在）
所有する当社の株式数 4,000株
（2021年6月30日現在）

再任

社外

独立



略歴及び当社における地位

1972年 4月 川崎重工業(株)入社
 1998年 1月 同社航空宇宙事業本部ジェットエンジン事業部管理部長
 2004年 4月 同社本社財務経理部長
 2005年 4月 同社執行役員
 2008年 6月 同社代表取締役常務
 2012年 4月 同社代表取締役副社長
 2014年 4月 当社監査役（現任）
 2018年 3月 メック(株)取締役監査等委員（現任）
 2020年 9月 (株)テクノプロ監査役（現任）
 (株)テクノプロ・コンストラクション監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

メック(株)取締役監査等委員
 (株)テクノプロ監査役
 (株)テクノプロ・コンストラクション監査役

〈社外監査役候補者とした理由〉

高尾光俊氏は、財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見並びに大手企業における経営者としての豊富な経験に基づいて、2014年4月に当社の社外監査役として就任以来、取締役会・監査役会等において有益な意見を積極的に述べる等、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、指名報酬委員会の委員長として、役員人事案や役員報酬案等の審議において必要かつ適切な助言を行うことにより、経営機能の強化に貢献しております。中立的かつ客観的な見地からの監督・監査・助言を得ることが期待できることから、引き続き同氏を独立社外監査役候補者いたしました。

監査役在任期間

7年5か月

2021年6月期における出席状況

取締役会

15／15回（100％）

監査役会

16／16回（100％）

指名報酬諮問委員会

12／12回（100％）

独立役員会議

2／2回（100％）

- (注) 1. 高尾光俊氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、高尾光俊氏の所有する当社の株式数は、株式分割前の2021年6月30日現在の株式数を記載しております。
 3. 高尾光俊氏は社外監査役候補者であります。同氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、7年5か月となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」（28ページ及び30ページ記載）を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 4. 高尾光俊氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案

補欠監査役 1 名選任の件

2017年9月28日開催の第12回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役の北新居良雄氏の選任の効力は、本株主総会開始の時までとされております。つきましては、あらためて、監査役が法令又は定款に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

きた あ ら い
北新居

よ し お
良雄

生年月日 (1954年9月5日生)
満67歳 (2021年9月29日現在)
所有する当社の株式数 0株
(2021年6月30日現在)

再任

社外

独立



略歴及び当社における地位

1980年 4月 第一東京弁護士会登録
岡田一三法律事務所(後に、岡田・田川法律事務所)勤務
1986年 1月 聖橋法律事務所入所
1988年 8月 英国フィールド・フィッシャー・アンド・マーティノー事務弁護士事務所(後に、フィールド・フィッシャー・ウォーターハウス法律事務所)勤務
1991年 9月 聖橋法律事務所入所
2000年 1月 糸賀法律事務所入所
2001年 4月 北新居・青木法律事務所代表弁護士(現任)
2009年 4月 第一東京弁護士会副会長
2011年 4月 ㈱輔仁会理事(現任)
2012年 3月 ㈱東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会委員(現任)
2012年10月 ㈱つむぎ評議員(現任)

【重要な兼職の状況】

北新居・青木法律事務所代表弁護士

〈補欠の社外監査役候補者とした理由〉

北新居良雄氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり、弁護士として、商取引、会社組織再編、雇用等に関する案件のほか、株主代表訴訟等会社関係訴訟等に從事された経験を有しております。当社の監査において、高度な専門知識に基づく有益な意見や指摘を得ることが期待できることから、引き続き同氏を補欠監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 北新居良雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北新居良雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(28ページ及び30ページ記載)を満たしております。同氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏を(株)東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 北新居良雄氏が監査役に就任した場合は、同氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。北新居良雄氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第6号議案

取締役(業務執行取締役に限る。)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の概要

本議案は、当社の取締役(業務執行取締役に限ります。)に対する新たなインセンティブ制度として、業績目標の達成度に応じて算出される数の譲渡制限付株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「本制度」といいます。)を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の金銭報酬の額については、2014年6月30日付臨時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、とご承認をいただいておりますが、本制度による報酬は、かかる金銭報酬枠とは別枠といたします。

また、2017年9月28日開催の第12回定時株主総会では、上記金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度の導入につき、取締役(社外取締役を除きます。)に対し年額100百万円以内とご承認をいただいておりますが(同報酬制度を以下「旧制度」といいます。)、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、旧制度は廃止し、今後は旧制度に基づく株式交付及びそのための金銭報酬債権の付与を行わないものとします。

本制度は、原則として中期経営計画と同一の期間を対象期間(当初は、2021年7月1日に開始する事業年度から2025年7月1日に開始する事業年度までの5事業年度)とし、対象期間における業績目標の達成度により決定される数の譲渡制限付株式を対象期間終了後に、当社の取締役(業務執行取締役に限ります。以下「対象取締役」といいます。)に対して交付するという制度です。具体的には、上記のとおり決定される数の当社普通株式を交付するため、対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、当社による普通株式の発行または自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を交付し、かつ、譲渡制限の解除日まで当該株式を譲渡しないことを対象取締役と当社との間で合意することによって譲渡制限を付します。なお、譲渡制限の解除日は原則として取締役の退任日とします。

本制度に基づく対象取締役に對する金銭報酬債権の付与及び普通株式の交付は、対象期間の終了直後の事業年度に行うものとし(具体的な時期については、取締役会の諮問機関として設置している指名報酬委員会の答申を最大限尊重して、取締役会において決定するものとします。)、その金銭報酬債権の総額は各対象期間の年数に160百万円を乗じた額以内、普通株式の総数は各対象期間の年数に160千株を乗じた数以内といたします。したがって、当初の対象期間(5年)については、それぞれ800百万円、800千株が上限となります。ただし、かかる普通株式の総数上限については、本議案の承認決議の日以降に当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)または株式併合等が行われた場合には当該分割比率・併合の比率等に応じて調整されるものとします。

当社は、2021年8月10日付取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を49ページ～51ページに記載のとおり定めております。本制度の導入目的は下記に記載のとおりであり、本制度は当該方針に沿っているため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は4名となります。

2. 本制度の導入目的

当社は2021年8月10日付で新中期経営計画『Evolution 2026』にて、当社グループのパーパス・ビジョン実現に向けた中長期戦略を公表しております。本制度は、対象取締役の報酬と当社の中長期の業績及び当社の株式価値との連動性を明確化することにより、対象取締役に新中期経営計画に掲げた業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入するものです。

3. 本制度の詳細について

(1) 交付株式数

上記1. 提案の概要のとおり、本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、対象期間(原則として、中期経営計画期間)における業績目標の達成度に応じて変動します。その株式数の総数上限は上記のとおりですが、当初の対象期間については、下記の算定方法により算定される数(ただし、対象期間における対象取締役の在任期間によって、交付株式数を合理的に調整することがあります。)を、各対象取締役に交付する数とすることを予定しています。

<交付株式数の算定方法>

交付株式数 = (I) 連結当期利益連動株式数 + (II) 連結ROE連動株式数

なお、下記のとおり、連結当期利益連動株式数と連結ROE連動株式数の比率は8：2とします。

(I) 連結当期利益連動株式数

基礎報酬(※1) × 0.8 × 業績支給率(I)(※2) ÷ 株式割当株価(※3)

(※1) 基礎報酬は別途取締役会で定めます。

(※2) 業績支給率(I)は中期経営計画の連結当期利益(非支配持分控除後の親会社の所有者に帰属する当期利益)の目標値の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動します。

(※3) 株式割当株価は株式の発行または自己株式の処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を踏まえて対象取締役に特に有利とならない価格を取締役会にて決定します。

(II) 連結ROE連動株式数

基礎報酬(※1) × 0.2 × 業績支給率(II)(※4) ÷ 株式割当株価(※3)

(※4) 業績支給率(II)は中期経営計画の連結ROEの目標値を達成した場合には100%とし、未達の場合は0%とします。

(2) 金銭報酬債権の額

対象取締役に對して付与する金銭報酬債権の総額は上記1. に記載のとおりですが、当初の対象期間(2021年7月1日に開始する事業年度から2025年7月1日に開始する事業年度までの5事業年度)については、上記(1)のとおり決定される交付株式数に上記(1)(※3)記載の株式割当株価を乗じた金額をもって、各対象取締役に付与する金銭報酬債権の額とすることを予定しています。

(3) 譲渡制限

本制度による当社の普通株式の発行または自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することによって譲渡制限を付するものとします。また、この譲渡制限の実効性を確保するため、本制度に基づき対象取締役に交付した株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

- ①対象取締役は、退任までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②対象取締役の在任期間中に、当社と当該取締役の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合等、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③その他、当社取締役会において予め設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

ただし、対象期間終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により対象取締役が取締役を退任した場合は、上記(1)のとおり決定される数の、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。

(4) その他

対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他これらに類する組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、本制度に基づく金銭報酬債権の付与及び株式の交付を行わないこととします。

また、本制度はいわゆるマルス制度として、対象期間中に取締役を退任した場合または一定の非違行為があった場合には、指名報酬委員会の答申を最大限尊重して、本制度に基づく金銭報酬債権の付与及び株式の交付を行わないこととします。

〔ご参考〕

本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、当社並びに当社子会社の取締役、執行役員及びその他中核人材に対しても、本制度と同様の業績連動型株式報酬を導入する予定です。

ご参考：取締役会・監査役会のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が承認された場合の取締役会・監査役会の構成及び各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

それぞれの専門性の発揮と全体としてのバランスをとることで、取締役会・監査役会の多様性を確保するとともに、様々なビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっています。

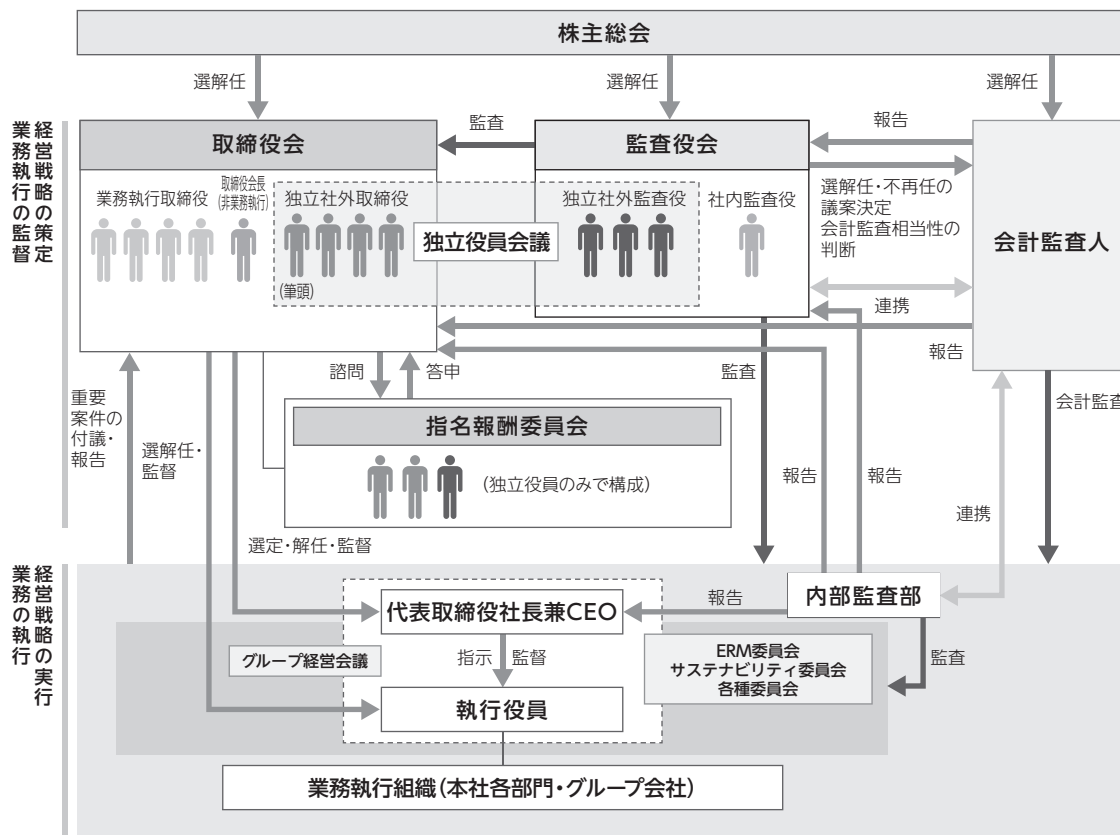
	氏名／地位・役職	指名報酬委員会 ◎議長	独立役員会議 ◎議長	属性		経験業務・知識等										専門性
				ジェンダー ★女性 ●男性	独立性	実績・経験	当社事業運営の 顧客動向・技術潮流 の知見	監査役経験	上場会社の取締役・ 監査役経験	C F O 経験、財務・会計・ 税務の経験・知識	M & A の経験・ 知識	語学力	国際的経験・ 経験・知識	人事・人材開発の 経験・知識	内部監査の経験・知識	法務・コンプライアンス・リスク管理・ 内部監査の経験・知識
取締役会	西尾 保示 取締役会長			●		●		●	●		●					
	八木 毅之 代表取締役社長兼CEO			●				●			●	●				
	嶋岡 学 代表取締役副社長兼COO			●		●	●	●								
	浅井 功一郎 専務取締役			●		●	●	●								
	萩原 利仁 常務取締役兼CFO			●					●	●	●					公認会計士
	渡部 恒弘 社外取締役	●	◎	●	●			●		●	●					
	山田 和彦 社外取締役	●	●	●	●			●					●			弁護士
	坂本 春生 社外取締役		●	★	●			●								
	高瀬 正子 社外取締役		●	★	●		●				●					
監査役会	斑目 仁 常勤監査役			●									●			
	高尾 光俊 非常勤社外監査役	◎	●	●	●			●	●							
	三神 明 非常勤社外監査役		●	●	●			●			●		●			公認内部監査人、 公認金融監査人
	田邊 るみ子 非常勤社外監査役		●	★	●				●							公認会計士

(注) 1. 上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

2. 各項目の「経験」とは、該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事していたものを指します。

3. 指名報酬諮問委員会は、2021年7月1日付で、指名報酬委員会へ名称変更いたしました。

ご参考：当社のガバナンス体制について
コーポレート・ガバナンス／内部統制の体制



- (注) 1. 第3号議案及び第4号議案が承認された場合の体制を表しております。
2. 指名報酬諮問委員会は、2021年7月1日付で、指名報酬委員会へ名称変更いたしました。
3. 取締役会の議長は取締役会長、監査役会の議長は社内監査役、指名報酬委員会の委員長(議長)は独立社外監査役、独立役員会議の議長は筆頭独立社外取締役としています。

当社グループでは、持続的な成長と企業価値向上のため最良のコーポレートガバナンスを実現するべく、「テクノ・グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、以下の体制を構築・維持しております。

- ・取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督監視機能と、監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社を採用する。
- ・執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで機動的かつ効率的な業務運営を行う。
- ・役員の指名・報酬等に関し社外取締役及び社外監査役の適切な関与・助言を得るべく、諮問機関としての指名報酬委員会を設置・活用することにより、統治機能の更なる充実を図る。

(指名報酬諮問委員会の開催状況) ※指名報酬諮問委員会は、2021年7月1日付で、指名報酬委員会へ名称変更いたしました。

当事業年度中に12回開催、当社CEOのサクセッション、当社及び当社グループ会社の役員人事、役員報酬、役員のスキルマトリックス等に係る審議を実施

- ・財務報告の信頼性確保をはじめとする目的のために、内部統制の体制の充実を図る。
- ・独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えるとともに、中長期の収益性の向上に資するガバナンスの強化を図るための取組みとして、独立社外取締役及び独立社外監査役同士の情報交換、認識共有、意見交換等を行う会議体である独立役員会議を設置。

(独立役員会議の開催状況)

当事業年度中に2回開催、当社グループの経営戦略・経営計画等に係る情報共有、意見交換等を実施

【取締役の実効性に関する分析・評価】

当社では、「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、年1回、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示することとしております。分析・評価の方法等は以下のとおりであります。

(評価方法)	自己評価アンケート方式
(実施対象)	すべての取締役・監査役
(アンケート項目)	① 取締役会の規模・構成 ② 取締役会の運営 ③ 社外役員への情報提供・支援 ④ 取締役会の役割・責務 ⑤ 株主・投資家・その他ステークホルダーとの関係 ⑥ (取締役・監査役)個人としての貢献 ⑦ 指名報酬諮問委員会の運営 ※指名報酬諮問委員会は、2021年7月1日付で、指名報酬委員会へ名称変更いたしました。
(分析方法)	自己評価アンケートの集計結果を踏まえて取締役会にて討議を実施、取締役会の実効性の確認と課題の抽出を行う

当事業年度における分析・評価の結果の概要については、2021年9月に株式会社東京証券取引所に提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載して開示する予定であります。

「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト(<https://www.technoproholdings.com/>)に掲載しております。

ご参考：

当社は次のとおり「取締役・監査役選定基準及び選解任手続」「CEO選解任基準及び選解任手続」「社外役員 独立性判断基準」を制定しております。また、すべての取締役・監査役の候補者の選定にあたり、指名報酬委員会への諮問、審議、答申を経ております。 ※指名報酬諮問委員会は、2021年7月1日付で、指名報酬委員会へ名称変更いたしました。

【取締役・監査役選定基準及び選解任手続】

1. 取締役・監査役選定基準

当社の取締役及び監査役は、法定及び定款上の要件の充足、役員規程に定める欠格事由への非該当、並びに現在及び過去における反社会的勢力との非関与に加え、以下の要件を満たすものとする。

すべての取締役・監査役に求められる「前提要件」	
1. 人格、知識・見識に優れ、高い遵法精神、倫理観を有していること 2. 客観的判断能力、洞察力、先見性を有していること	
特に社外取締役・社外監査役に求められる「共通要件」	
1. 企業経営、内部統制、法令遵守、財務・会計、金融、法曹、行政、危機管理、教育等のいずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験及び指導的役割を務めた経験を有していること 2. 当社グループ全体を俯瞰し理解する能力、本質的な課題やリスクを把握する能力等を有し、取締役会等における率直・活発で建設的な審議への貢献が期待できること	
特に社外取締役に求められる要件	特に社外監査役に求められる要件
1. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断、及び会社の持続的な成長に対する助言や支援ができること	1. 監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的をもって選任されることからして、中立の立場から客観的に監査意見を表明できること
特に社内取締役に求められる要件	特に社内監査役に求められる要件
1. 当社グループを巡る業界動向・関連諸規制、当社グループのビジネスモデルに精通し、各々の専門分野における豊富な実践経験を有していること 2. 全社的視点の下、組織運営能力を有して、業務遂行ができること	1. 当社グループの組織、事業、業務プロセス等に精通し、社内から情報を適切に収集したうえで、実効性の高い監査役監査が可能であること

(注) 上記の各要件は、取締役・監査役・社外取締役・社内取締役(社外取締役でない取締役をいう)・社外監査役・社内監査役(社外監査役でない監査役をいう)の候補者にも適用する。

2. 手続

- 取締役及び監査役の選解任は株主総会の決議による。
- 株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において決定する。取締役候補者の選定にあたっては、上記選定基準や取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会にて決定する。
- 株主総会に提案する監査役候補者は取締役会において決定する。監査役候補者の選定にあたっては、上記選定基準や監査役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名報酬委員会での審議の後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定する。
- 取締役及び監査役が、その任期中、上記選定基準に定める資質を満たさなくなった場合、不正な行為あるいは当社の信用を損なう行為があると認める場合、又は、取締役もしくは監査役として適格性に欠くと判断する場合、法令に基づき解任も含めた所定の手続をとる。取締役の解任提案は、指名報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会にて決定する。

3. 取締役会・監査役会の構成に関する考え方

- 取締役及び監査役の選任にあたっては、取締役会、監査役会それぞれの多様性に配慮する。
- 取締役会は、各取締役の有する多様な経験や見識をもって取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任が果たせるべく構成するよう努める。
- 監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者とする。

【CEO選解任基準及び選解任手続】

当社は、最高経営責任者（以下「CEO」という。）の選解任は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社内外を問わず最適な人材をCEOとして選定すること、及び客観性・適時性・透明性ある選解任の手続を確立することを目的として、以下のとおり「CEO選解任基準及び手続」を定める。

1. CEO選任基準

当社は、CEO選任基準として、「取締役・監査役選定基準」（“すべての取締役・監査役に求められる「前提条件」”及び“特に社内取締役求められる要件”）への充足を前提条件にした、CEOとして特に求められる「コア要件」を取締役会にて定める。

（CEOとしてのコア要件）

- －経営トップとしての品位・品格ある存在感を有すること
- －心身ともに健康面での不安が無いこと
- －リーダーシップに優れていること
- －変化への対応力に優れていること
- －合理的意思決定ができ、決断に責任を持てること
- －人材育成、登用について積極的な取組みができること
- －グローバルな視野で経営ができること
- －前職での経営における豊富な経験・実績を有し優れた経営手腕の発揮が期待できること（外部の適任者群から選出する場合）

2. CEO選任手続

- ・当社の独立社外取締役・独立社外監査役で構成する指名報酬委員会が、CEO候補者の選出を行ったうえで、取締役会へ付議する。
- ・指名報酬委員会は、社内からCEO候補者を選出する場合、上記1. の要件に照らした総合評価、育成計画に基づく研修受講状況等を踏まえ、個別面談を適宜実施するなどして、審議を行い、社内の適任者群の中からCEO候補者を選出する。
- ・社内に候補者が存在しない場合、指名報酬委員会は、外部の適任者群の中からCEO候補者を選出する。
- ・取締役会は、指名報酬委員会の選出した候補者について審議を行い、次期CEOを決定する。その際、指名報酬委員会議長は、候補者とした理由（外部招聘とする場合はその理由）等につき、取締役会に詳細に説明するものとする。
- ・なお、指名報酬委員会は、エマージェンシープランとして、指名報酬委員会委員の評価に基づく審議を経て、毎年9月末までに、CEOに突然の事故ある場合の暫定後継者を予め決めておく。暫定後継者の選定（洗替）は毎年実施する。

3. CEO解任基準

当社は、CEO解任基準として、「業績要件」及び「該当する場合には経営トップとして相応しくないと見なされる要件」を取締役会にて定める。

(1)（業績要件）

- －当社グループ連結営業利益において3期連続で赤字となった場合

(2)（該当する場合には経営トップとして相応しくないと見なされる要件）

- －CEOの任に堪えないような健康状態と認定される場合
- －会社法331条に定める取締役の欠格事由に準じた事態が発生した場合
- －CEOの言動やCEOが責めを負うべき不祥事の発覚・損害の発生等により当社グループの信用の失墜や円滑な業務運営に支障をきたしていると認定される場合

4. CEO解任手続

- ・上記3. (2)の要件への該当・非該当に係る審議及び必要な調査は、当社の独立社外取締役、独立社外監査役の全員で構成する独立役員会議が行う。審議及び調査の結果、独立役員会議がCEO解任が適当であると判断した場合には、独立役員会議議長（筆頭独立社外取締役）が、取締役会へCEO解任を付議する。
- ・上記3. (1)の要件に該当する場合及び独立役員会議による審議を要しない解任事由にあたる事実が判明した場合には、取締役会は無条件でCEO解任を決議する。

【社外役員 独立性判断基準】

当社は、当社の社外取締役及び社外監査役（以下総称し「社外役員」という。）を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員 独立性判断基準」（以下「本基準」という。）を定める。

1. 当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次のいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）に所属する者、又は最近*1（以下同じ）まで所属した者
 - ② 取引先の前年度連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先、もしくは当社の前年度連結売上高の2%以上を取引先が占める当該取引先に所属する者、又は最近まで所属した者
 - ③ 当社の前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する個人、又は企業・団体に所属する者もしくは最近まで所属した者
 - ④ 当社グループが前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
 - ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者、又は最近まで所属した者
 - ⑥ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属している者、又は最近まで所属した者
 - ⑦ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから役員報酬以外に直接的に1,000万円を超える報酬を受けているコンサルタント、法律専門家、会計専門家又は税務専門家である者（当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）、又は最近まであった者
 - ⑧ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等、又は最近まであった者
 - ⑨ 当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者
 - ⑩ 上記各号のいずれかに掲げる者（重要*2でない者を除く）の2親等以内の親族あるいは同居の家族
- （注）

*1：「最近」とは、当社の取締役・監査役就任時より遡って3年未満の期間を指す

*2：「重要」な者とは、各会社・取引先の取締役・執行役・監査役及び執行役員等の重要な使用人、各監査法人・各法律事務所に所属する公認会計士・弁護士を想定している

2. 第1項に定める要件のいずれかに該当する場合であっても、指名報酬委員会の審議を経た取締役会又は監査役会の判断により、独立役員として指定することがある。
3. 第1項に定める要件の該当有無にかかわらず、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
4. 独立役員は、本基準を退任まで継続して確保するよう努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、速やかに当社に報告するものとする。

なお、上記は「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の一部であり、その全文は当社ウェブサイト (<https://www.technoproholdings.com/>) に掲載しております。

以 上

事業報告 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(i) 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度(2020年7月1日～2021年6月30日)における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、各国政府が積極的な財政・金融対策を打ち出したことで、一部の地域で景気の改善が見られ始めました。特に中国は、米中対立の深刻化に注意を払う必要があるものの、電気製品や電子部品などの好調な輸出が牽引役となり、いち早く経済活動が正常化しつつあります。また、米国においても、追加経済対策などを背景とした個人消費や雇用の改善により、経済は回復基調にあります。一方、我が国経済は、製造業で持ち直しが見られたものの、2021年1月に2度目の、同年4月には3度目の緊急事態宣言が発出され、今後の経済活動への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下において当社は、不確実性を増す経済情勢や顧客需要の変化、転職市場の動向、在宅勤務やリモートワークなど新しい働き方への変革など、多面的な視野から適時・適切な分析のもと、慎重な事業運営を進めてまいりました。当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けながらも、当社グループが注力しているIT・DX関連業務、建築施工管理業務、化学・バイオ関連業務などを中心とした底堅い顧客需要に支えられた期間となりました。

(ii) 企業集団の当連結会計年度の業績(国際会計基準)

当連結会計年度における、当社グループの主な取組みは、以下のとおりです。

技術者の確保

新型コロナウイルス感染症が国内で拡大した前連結会計年度第4四半期以降、社員の雇用を守ることを最優先課題に据え、新規採用を大幅に縮減してまいりましたが、当連結会計年度第2四半期以降は、特定技術領域における技術者不足による稼働率の改善を受け、高付加価値技術者を対象に中途採用を再開いたしました。しかし採用応募者の母集団形成までのタイムラグにより、在籍技術者数の減少傾向は続き、当連結会計年度第3四半期末の国内技術者数は19,949人となりました。その後、2021年4月の新卒技術者292人の入社に加え、再開した中途採用の効果が現れ出したことで、当連結会計年度末の国内技術者数は20,330人となりました。今後も、旺盛なIT・DX関連の技術者需要に対する新規採用に注力し、また退職抑制に向けた取組みを継続することで、成長の源泉である技術者の確保に努めてまいります。

サービスの多様化や高品質化、技術者の高付加価値化

大手ITベンダーからのパートナー認定の獲得や先進技術を持つ企業群とのアライアンスにより、今後需要拡大が見込まれる技術領域における提供サービスの多様化や高品質化を推進しました。また、良質な人材の採用に加え、大手ITベンダーや先進企業との連携により、既存技術者の育成による高付加価値化への取組みを継続して実施しました。

大手ITベンダーからのパートナー認定による技術者の育成と提供サービスの多様化への取組み事例は、以下のとおりです。

- ・企業向け基盤システムERPパッケージを提供するヨーロッパ最大級のソフトウェア会社の日本法人であるSAPジャパン株式会社から、「SAP PartnerEdge Silver パートナー」として認定
- ・顧客管理 (CRM) ソリューションを中心としたクラウドコンピューティングサービスを提供する株式会社セールスフォース・ドットコムから、「コンサルティングパートナー」として認定
- ・世界標準のプロジェクト管理ソフトMicrosoft Projectの導入支援パートナーとして、日本マイクロソフト株式会社から「Microsoft Partner (Gold Project and Portfolio Management / Gold Communications)」として認定
- ・世界で最も広く採用されるクラウドプラットフォームであるAmazon Web Services (AWS) を提供するアマゾンウェブサービスジャパン株式会社から、「AWS Partner Network (APN) セレクトコンサルティングパートナー」として認定

先進技術を持つ企業群とのアライアンスによる技術者の育成と提供サービスの高品質化への取組み事例は、以下のとおりです。

- ・株式会社アイズファクトリーや株式会社ALBERTとのデータサイエンティストやデータアナリストの養成や派遣事業での協業
- ・株式会社サイバージュムジャパンとのサイバーセキュリティエキスパート育成事業での協業
- ・自動車産業向けモデルベース開発に強みを有するインテグレーションテクノロジー株式会社との協業
- ・AIに強みを持つ株式会社LIGHTzやAI学習支援プラットフォームを提供する株式会社アイデミーとの協業

また、当社連結子会社で、技術領域における教育研修事業を手がけるピーシーアシスト株式会社が運営するWinスクールにおいて、時代に即したニーズの高い技術を習得するための講座を新たに開設するなど、様々な取組みを進めました。

IT分野へのシフト

新型コロナウイルス感染症の影響如何にかかわらず、IT分野は、他の技術分野に比べて需要が堅調であるとともに、今後も需要の拡大が予想されております。当社グループにおいて、IT技術者は全在籍技術者の半数以上を占め、その人数と全在籍技術者に占める割合はともに増加傾向にあります。新規採用に加え、ハード系技術領域からのスキル転換 (リスキリング) や複数スキルの習得を進め、デジタル技術 (データサイエンス、クラウド、IoT、セキュリティ、5G等) を有する技術者の拡充や、IT分野への資源投下を積極的に進めてまいります。

グローバル化の推進

アジア地域に拠点を持つテクノプロ中国グループやHelius Technologies Pte Ltd、イギリスに拠点を持つOrion Managed Services Limitedとの連携を行い、同地域に拠点を有する日系企業への技術系サービスの提供を進めるとともに、2019年9月にはインドにTPRI Technologies Private Limitedを設立し、インドを拠点としたグローバルサービス展開の基礎固めを行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症対策

コロナ禍が継続する状況において、従業員の健康・安全確保を最優先とする事業運営を徹底いたしました。具体的には、在宅勤務や時差出勤の推進、Webビデオシステムによる商談や会議体制の構築、マスクや消毒液の全国拠点への配布、押印による承認から他の承認フローへの見直し、一時帰休への対応などを継続しました。また、2021年3月には、前年に続き経済産業省と日本健康会議が選定する「健康経営優良法人(大規模法人部門)」に認定され、テレワークなど就業環境が変化していても、従業員の健康増進を図るための各種施策を実施しています。このように感染症が拡大している状況下であっても、継続して事業運営のできる体制強化を進めております。

デジタルトランスフォーメーションの推進

当社グループは、中期経営計画「-10年後も輝く企業であるために-」(2017年7月1日から2022年6月30日〔注：当該中期経営計画は5年間の数値目標を概ね達成したことを受け、1年前倒しで2021年6月30日に終了〕)の4つの戦略の一つに『IT技術を活用したプラットフォーム化』を掲げ、タレントマネジメントシステムの構築を進めてまいりました。既に数多くの機能がリリースされ、社内の各種データの有効活用に向けた体制整備が進んでおります。今後も、データの有効活用はもとより管理作業の効率化や正確性の確保のため、社内のデジタルトランスフォーメーションの取組みを加速してまいります。

なお当社は、2021年6月1日付で、経済産業省の定める「DX認定事業者」に選定されました。本制度は、デジタル技術による社会変革を踏まえて経営者に求められる対応をまとめた「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する形で、DX推進の準備が整っていると認められる企業を国が認定する制度です。

これら事業上の取組みの結果、社員の雇用確保を最優先とする事業運営による新規採用の大幅抑制などもあり、当連結会計年度末の国内技術者数は20,330人となりました。前連結会計年度末に比べて934人減少しましたが、再開した中途採用が順調に推移したことで、当第3四半期終了時点での当連結会計年度末の予想より180人の増加となりました。また、当連結会計年度の平均稼働率は94.6%(前連結会計年度比0.5pt増加)となり、従前より進めてきた技術者一人当たり売上単価の向上については、新卒技術者の入社、政府主導の働き方改革や新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワーク浸透に起因する残業時間の減少などの影響がありながらも、当連結会計年度の月次平均売上単価(株式会社テクノプロ及び株式会社テクノプロ・コンストラクションの平均)は月額634千円(同4千円増加)となりました。なお、直近1年間に入社した技術者を除く既存社員の契約単価で見ると、前連結会計年度比で月額8千円上昇しております。

採用面においては、当第2四半期より段階的に新規採用活動を再開しましたが、大幅な新規採用抑制期間の影響もあり、当連結会計年度の国内技術者採用数は1,405人(前連結会計年度比2,993人減少)となりました。

費用面においては、有給休暇引当金の増加や確定拠出年金の会社負担額増などの影響を受け、当連結会計年度の売上総利益率は24.6%(前連結会計年度比0.8pt減少)となりました。一方、コストコントロールを継続して実施した結果、売上収益に対する販売管理費の比率は13.7%(同1.4pt改善)に抑えられました。

加えて、国内において雇用維持に努めた結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う特例を受けて、当連結会計年度にその他の収益として計上した雇用調整助成金は17億80百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上収益は1,613億16百万円(前連結会計年度比1.8%増加)、事業利益は176億39百万円(同8.4%増加)、営業利益は194億61百万円(同23.4%増加)、税引前当期利益は194億72百万円(同22.9%増加)、親会社の所有者に帰属する当期利益は132億45百万円(同22.4%増加)となりました。

※事業利益は、「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を減算したもので、「その他の収益」や「その他の費用」に計上される特別項目(雇用調整助成金や減損損失など)による影響を除いたものを示している当社独自の利益指標です。

当連結会計年度における主要事業分野の業績は、次のとおりです。

R & Dアウトソーシング事業

R & Dアウトソーシング事業の中でも好調を維持しているIT分野を拡大するため、高付加価値技術者を主体とした中途採用の再開に加え、ハード系技術者に対するIT教育を実施し、スキル転換や複数スキルの習得により配属を進める取組みを実施いたしました。また、先端技術を有するパートナーとの協業や社内外での研修を積極的に進め、配属先の確保に努めました。これらの取組みにより、当連結会計年度末の在籍技術者数及び稼働技術者数は、それぞれ17,692人及び16,823人となり、前連結会計年度末に比べて、それぞれ779人及び28人の減少に留めることができました。稼働率の改善・稼働日数の増加・売上単価の改善などもあり、結果として、同事業の売上収益は1,278億70百万円(前連結会計年度比1.3%増加)となりました。

施工管理アウトソーシング事業

施工管理アウトソーシング事業のメインである施工管理サービスに加え、ドローンを使用した3次元計測、空撮、点検等の実施や、一級建築士事務所の新設等、設計分野・施工管理分野で培われた技術力をもとに、様々なサービスを展開しております。同事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は軽微で高稼働率を維持したものの、当連結会計年度末の在籍技術者数及び稼働技術者数は、それぞれ2,638人及び2,524人となり、前連結会計年度末に比べて、それぞれ155人及び68人減少しました。その結果、同事業の売上収益は196億70百万円(前連結会計年度比0.6%減少)となりました。

国内その他事業

国内その他事業は、人材紹介事業及び技術系教育研修事業で構成されています。これらの事業はともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、ピーシーアシスト株式会社が手掛けるWinスクールは、前連結会計年度より着手したオンラインスクール講座を順次開講しており、通常の来校による受講に加え、オンライン受講を進めるなど、落ち込みをカバーする施策を進めております。その結果、同事業の売上収益は38億円(前連結会計年度比7.4%減少)となりました。

海外事業

海外事業では、国によって新型コロナウイルス感染症拡大の影響に差異がありました。中国ではいち早く低迷状況から脱し、主要顧客である日系中国法人とその親会社である日本法人を交えて国を越えた受託

開発も進みました。また、英国においても人材派遣・人材紹介ともに旺盛な需要に支えられ、良好な業績を収めることができました。その結果、同事業の売上収益は114億32百万円(前連結会計年度比15.0%増加)となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、新規拠点の開設及び既存拠点の改修などの建設付属設備、工具備品等として3億77百万円、社内業務システムの構築及び改修などのソフトウェア等として1億62百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金及び企業買収資金を資金使途とした既存借入のリファイナンスとして、金融機関より100億円の新規借入調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

軽微なものを除き、該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

(i) 株式会社ジーコムネットの株式取得(当事業年度の末日後)

当社の子会社である株式会社テクノプロは、2021年7月30日付で、株式会社ジーコムネットの発行済普通株式の100%(200株)を取得し、同社を完全子会社化(当社の孫会社化)いたしました。

(注) 株式会社テクノプロ及び株式会社ジーコムネットは、2021年10月1日付で、株式会社テクノプロを存続会社、株式会社ジーコムネットを消滅会社とする吸収合併を行う予定であります。

(ii) Robosoft Technologies Private Limitedの株式取得(当事業年度の末日後)

当社は、Robosoft Technologies Private Limitedの発行済株式の80%(普通株式16,036,722株、A種株式9,202,651株、B種株式8,928,703株)を取得し、同社を子会社化いたします(なお、取得日は、本事業報告作成日(2021年8月22日)時点では2021年8月下旬を予定しております。)。また、同社の発行済株式の残り(20%)については追加取得することを予定しており、当該追加取得日は、本事業報告作成日(2021年8月22日)時点では2022年7月を予定しております。

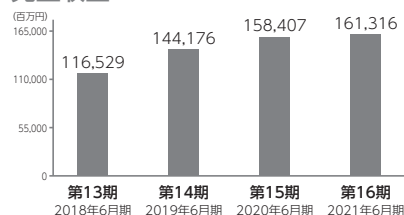
(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

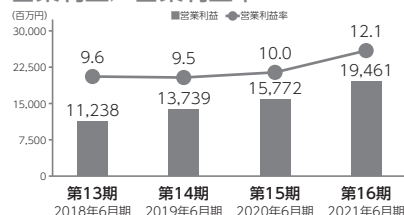
		第13期 (2018年6月期) (国際会計基準)	第14期 (2019年6月期) (国際会計基準)	第15期 (2020年6月期) (国際会計基準)	第16期 (2021年6月期) (国際会計基準)
売上収益	(百万円)	116,529	144,176	158,407	161,316
営業利益	(百万円)	11,238	13,739	15,772	19,461
営業利益率	(%)	9.6	9.5	10.0	12.1
税引前当期利益	(百万円)	11,163	13,727	15,843	19,472
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	8,498	9,683	10,825	13,245
基本的1株当たり当期利益	(円)	81.61	88.95	99.99	122.96
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%)	24.5	22.4	23.3	25.1
資産合計	(百万円)	88,201	93,771	107,967	117,989
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	41,694	44,803	48,229	57,226
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	383.35	411.38	447.70	531.22

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

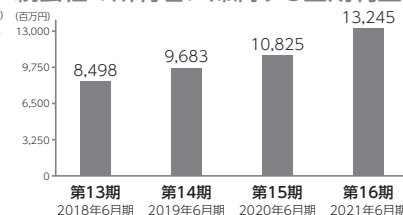
売上収益



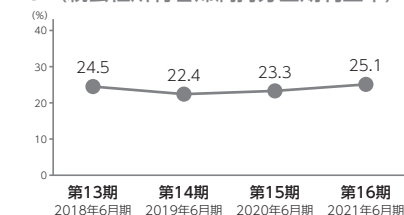
営業利益／営業利益率



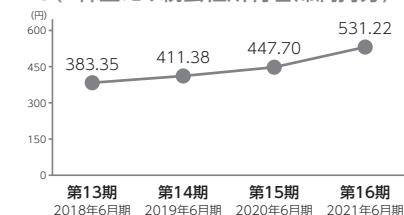
親会社の所有者に帰属する当期利益



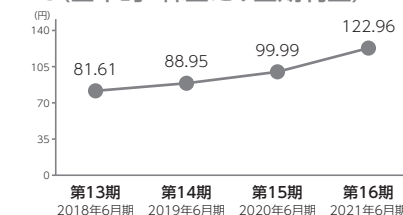
ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)



BPS (1株当たり親会社所有者帰属持分)



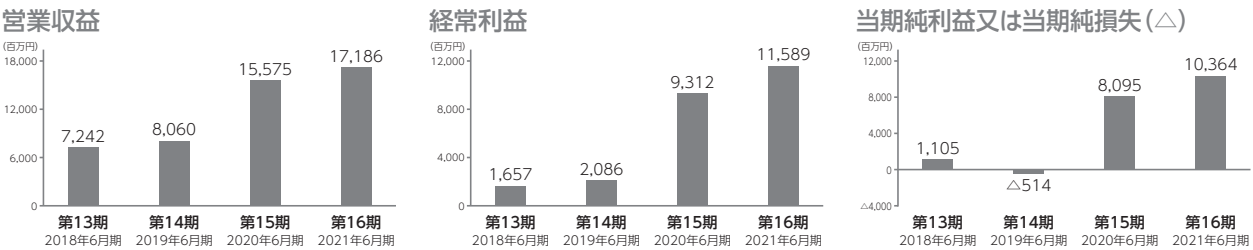
EPS (基本的1株当たり当期利益)



② 当社の財産及び損益の状況

		第13期 (2018年6月期) (日本基準)	第14期 (2019年6月期) (日本基準)	第15期 (2020年6月期) (日本基準)	第16期 (2021年6月期) (日本基準)
営業収益	(百万円)	7,242	8,060	15,575	17,186
経常利益	(百万円)	1,657	2,086	9,312	11,589
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	1,105	△514	8,095	10,364
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	10.62	△4.73	74.78	96.22
総資産	(百万円)	47,058	47,258	49,476	50,069
純資産	(百万円)	34,283	29,154	30,069	36,103
1株当たり純資産額	(円)	315.21	267.69	279.13	335.14

(注) 1. 第14期については、関係会社株式評価損1,960百万円の計上により、514百万円の当期純損失になりました。
2. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。



(3) 重要な子会社の状況 (2021年6月30日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社テクノプロ	101百万円	100.0%	技術者派遣・請負事業
株式会社テクノプロ・コンストラクション	110百万円	100.0%	技術者派遣・請負事業

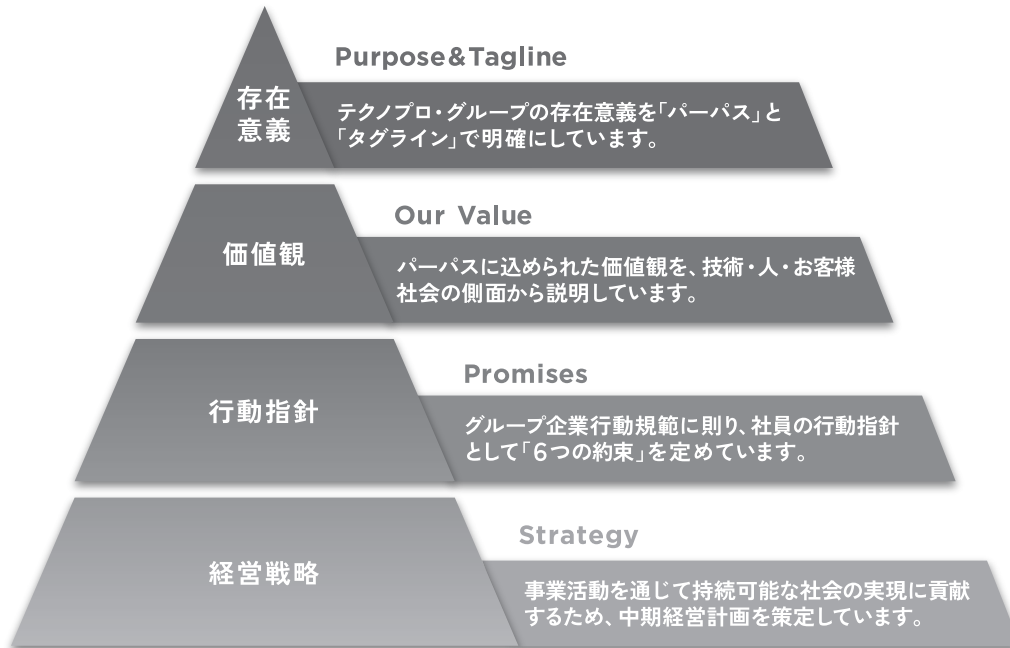
② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	当社における 株式の帳簿価額	当社の総資産額の 状況
株式会社テクノプロ	東京都港区六本木六丁目10番1号	31,264百万円	50,069百万円

(4) 対処すべき課題

① 企業理念

当社グループは、中長期的外部環境の変化と当社グループのケイパビリティを踏まえ、「技術」「人」「顧客」の観点から、存在意義・価値観・行動指針を定めています。これらを前提とした経営戦略としての中期経営計画を策定・遂行することで、持続可能な社会の実現に向けた価値創造を目指しています。



存在意義

パーパス

『技術』と『人』のチカラで
お客さまと価値を共創し、
持続可能な社会の実現に貢献する。

タグライン

Technology to Empower the Future

② 新中期経営計画

当社グループでは、中期経営計画[－10年後も輝く企業であるために－]（2018年6月期－2022年6月期）の定量目標の大半を2021年6月期に達成したため、1年前倒しで、新たに2022年6月期を初年度とする新中期経営計画『Evolution 2026』（2022年6月期－2026年6月期）を策定いたしました。その概要は以下のとおりとなります。

（ア）コア事業とケイパビリティの進化

当社グループのコア事業である国内技術者派遣事業は、短中期的成長余地が十分見込めます。その一方で、デジタル技術の進展をはじめとする技術変化、構造的な技術者不足といった国内労働環境・市場の状況、そしてグローバル化といった中長期的環境変化を踏まえた場合、コア事業で培ったケイパビリティとビジネスモデルを進化させる必要があります。すなわち、魅力的な仕事が豊富にあるため、有能な技術者が集い、これら技術者が顧客の信頼を獲得する、という好循環を形成するビジネスモデルを強化し、そのために、人材育成・リスクリング、国内供給制約を超える技術者獲得、技術知見の組織的蓄積と活用、顧客課題の発見や解決策提案と実行力といったケイパビリティを強化させる必要があります。

（イ）コア事業の基本運営方針

旺盛な技術者需要を背景として、当社グループ売上の約75%を占める国内技術者派遣事業の成長を引き続き促進いたします。但し、徒に規模を追い求めるのではなく、更なる質の向上を図る、ソフトウェアへ更に比重を移す、営業・採用両面における成長余地の追求、に重点を置いた運営を基本方針とします。特に、今後の競争優位の源泉としての技術者育成機能は、デジタル技術領域を中心に拡充してまいります。

（ウ）コア事業の進化の方向性

コア事業のバリューチェーン（採用・技術者育成・営業）及び顧客基盤・技術者基盤をレバレッジすることで、「多角化」ではなく「進化」として、ソリューション事業、技術者育成事業、DX推進事業の成長を図ります。

<ソリューション事業>

従来型技術からデジタルへといった技術領域の拡張、人材だけでなく成果・構想へといったデリバリーの拡張を推進し、デジタル要素技術の役務提供サービス、従来技術にデジタル要素技術を融合した開発サービス、デジタル系グローバル製品に係る技術開発サービス等を提供いたします。本事業においては、注力するデジタル要素技術・ソリューションを定めると共に、グローバル展開を志向することで、国内外の技術者・開発ノウハウの活用を推進します。

＜技術者育成事業＞

当社グループの技術者育成資源を集約化した上で、コア事業の営業チャネルと技術者育成ノウハウを活かし、技術者育成カリキュラムやコンテンツの外販を推進することによって、当社グループの収益源の柱の一つへと育てます。

＜DX推進事業＞

技術者の採用から配属・退職に至るライフサイクルデータを一気通貫で蓄積・分析出来ることは当社ならではの価値の源泉になると考えています。これまで開発を進めてきた「タレントマネジメントシステム」を一段進化させ、現場にて実効性がある分析・施策の仮説検証に基づくAIエンジンを開発し、当社グループのデジタルトランスフォーメーション推進に加えて、データ知見を活用したビジネスモデルを中長期的に構築いたします。

（エ）M&A方針

これらコア事業の進化を加速し、持続的な成長を実現する手段として、新中期経営計画の5か年累計で400億円のM&A投資枠を設定し、国内ソリューションやオフショアの中核拠点、デジタル要素技術やソリューション及びノウハウを有する技術者の獲得を推進します。これらM&Aの財務規律として、買収後3年以内のROIC10%達成、継続的・反復的な買収、1件当たりの買収額は時価総額の5%を上限とする、等を定めています。

（オ）目標数値

	2021年6月期 (実績)	2022年6月期 (予想)	2023年6月期 (計画)	2026年6月期 (計画)	5か年平均 伸び率
売上収益	1,613億円	1,700億円	1,860億円	2,500億円	9.2%
営業利益	194億円	165億円	185億円	320億円	10.5%
親会社の所有者に帰属 する当期利益	132億円	113億円	127億円	220億円	10.7%

新中期経営計画についての詳細は、2021年8月10日に公表した「テクノプロ・グループ 中期経営計画 (FY22.6 - FY26.6) 『Evolution 2026』」をご参照ください。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

セグメントの名称	事業内容
R & Dアウトソーシング事業	自動車・自動車部品、産業機械・装置、情報通信機器、電気・電子機器、IT、半導体、エネルギー、医薬品、化学等の業界における大手企業を顧客として、機械、電気・電子、組込制御、ITネットワーク、ビジネスアプリケーション、システム保守運用、生化学等の技術領域において、技術者派遣・請負業務を提供しております。グループ会社の中では、株式会社テクノプロ、株式会社エデルタ、株式会社プロビズモが事業主体となります。
施工管理アウトソーシング事業	建設業界、主に大手ゼネコン・サブコンを顧客として、建築、設備・電気、プラント、土木領域における施工管理業務(安全管理、品質管理、工程管理、原価管理)の技術者派遣等を展開しております。グループ会社の中では、株式会社テクノプロ・コンストラクション、株式会社トクオが事業主体となります。
国内その他事業	当社グループの主力事業である技術者派遣事業の周辺サービス拡充を目的として、技術者向け教育研修事業、人材紹介事業を展開しております。グループ会社の中では、ピーシーアシスト株式会社、Boyd&Moore Executive Search株式会社(国内)、テクノブレイン株式会社が事業主体となります。
海外事業	中国にて技術アウトソーシング及び人材紹介事業、東南アジア・インドにて技術者派遣及び受託開発事業、英国にて技術者派遣及び人材紹介事業を展開しております。グループ会社の中では、テクノプロ中国グループ、Boyd&Moore Executive Search(海外)、Helius Technologies Pte Ltd、Orion Managed Services Limited、TPRI Technologies Private Limitedが事業主体となります。

(6) 主要な事業所等 (2021年6月30日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
株式会社テクノプロ	本社：東京都港区
株式会社テクノプロ・コンストラクション	本社：東京都港区

(7) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
R&Dアウトソーシング事業	18,004名	(673名)
施工管理アウトソーシング事業	1,605名	(1,203名)
国内その他事業	255名	(61名)
海外事業	1,308名	(773名)
全社(共通)	520名	(28名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
177名(11名)	43.9歳	13.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 平均勤続年数は当社グループにおける勤続年数を通算しております。
 4. 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時従業員を含めずに算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン (※1)	4,250百万円
シンジケートローン (※2)	4,250百万円

- ※1. 株式会社三井住友銀行を主幹事とする6行によるものであります。
 ※2. 株式会社三井住友銀行を主幹事とする10行によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

① 発行可能株式総数 136,296,000株

② 発行済株式の総数 36,140,388株

③ 株主数 4,160名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,055千株	8.50%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,672千株	7.44%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,625千株	4.52%
JP MORGAN CHASE BANK 385635	1,352千株	3.76%
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS	1,218千株	3.39%
SMBC日興証券株式会社	933千株	2.59%
JP MORGAN CHASE BANK 380072	902千株	2.51%
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	852千株	2.37%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	792千株	2.20%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	750千株	2.09%

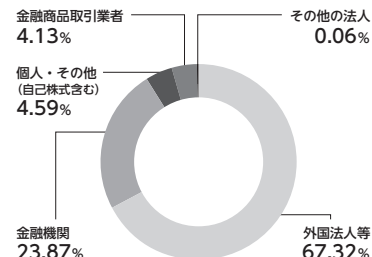
(注) 1. 千株未満の株数は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(231,703株)を控除して計算しております。

3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式の総数は108,421,164株となりました。また、同日付で定款変更を行い、発行可能株式総数を300,000,000株に変更いたしました。

所有者別の株式保有比率



⑤ 当事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

2021年6月30日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
にしお やすじ 西尾 保示	代表取締役社長	(株)テクノプロ代表取締役社長	いずれも当社の連結子会社であります。
	CEO(最高経営責任者)	(株)テクノプロ・コンストラクション取締役	
しまおか がく 嶋岡 学	取締役(事業担当兼海外事業担当)	(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員	当社の連結子会社であります。
あさい こういちろう 浅井 功一郎	取締役(事業担当)	(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)兼専務執行役員	当社の連結子会社であります。
やぎ たけし 八木 毅之	取締役(人事総務担当兼CSR推進副担当)	(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)テクノプロ・コンストラクション取締役	
はぎわら としひろ 萩原 利仁	取締役(管理担当) CFO(最高財務責任者)	(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)テクノプロ・コンストラクション取締役	
わたべ つねひろ 渡部 恒弘	取締役(社外)	(財)国際経済交流財団理事	(財)国際経済交流財団と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
やまだ かずひこ 山田 和彦	取締役(社外)	中村・角田・松本法律事務所パートナー(弁護士)	中村・角田・松本法律事務所と当社及び当社子会社には取引関係その他、特筆すべき事項はありません。
		(株)東京商品取引所監査役(社外)	(株)東京商品取引所と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
さかもと はるみ 坂本 春生	取締役(社外)	-	-
まだらめ ひとし 斑目 仁	常勤監査役	(株)テクノプロ監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)テクノプロ・コンストラクション監査役	
たかお みつとし 高尾 光俊	監査役(社外)	メック(株)取締役監査等委員	メック(株)と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
		(株)テクノプロ監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)テクノプロ・コンストラクション監査役	
みかみ あきら 三神 明	監査役(社外)	(株)ラストワンマイル常勤監査役	(株)ラストワンマイルと当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。

氏名	地位	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
田邊 るみ子 たなべ るみこ	監査役(社外)	田邊公認会計士事務所所長	田邊公認会計士事務所と当社及び当社子会社には取引関係その他、特筆すべき事項はありません。
		(株)Fast Fitness Japan取締役監査等委員	(株)Fast Fitness Japanと当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
		クレジットエンジン・グループ(株)常勤監査役	クレジットエンジン・グループ(株)と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。

- (注) 1. 取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏及び坂本春生氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高尾光俊氏、三神明氏及び田邊るみ子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 高尾光俊氏は、大手上場企業において長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験及び企業経営者としての豊富な経験があることから、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
4. 監査役 田邊るみ子氏は、公認会計士としての専門性に加え、上場企業における経理財務業務、子会社監査役業務等の経験を通じた、財務会計・監査全般・コーポレートガバナンス等の分野の豊富な経験があることから、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
5. 当社と取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、坂本春生氏、監査役 斑目仁氏、高尾光俊氏、三神明氏及び田邊るみ子氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。
6. 当社と取締役 西尾保示氏とは、2021年7月1日付で、西尾保示氏が取締役会長(非業務執行取締役)に異動したことにより、同日付で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結いたしました。
7. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなりますが、故意による犯罪行為または意図的な法令違反を行った被保険者自身の損害等は補償対象外としております。なお、保険料は、全額当社が負担しております。
8. 当社は、取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、坂本春生氏、監査役 高尾光俊氏、三神明氏及び田邊るみ子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の退任

当事業年度中の取締役及び監査役の退任は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
長尾 達久 ながお たつひさ	2020年9月29日	辞任	監査役(社外) (株)テクノプロ監査役 (株)テクノプロ・コンストラクション監査役

- (注) 当社と長尾達久氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。

ご参考：

当社では取締役会が決定する基本方針に従って執行役員が業務執行にあたる執行役員制度を導入しております。取締役のうち4名は執行役員を兼務しております。

2021年6月30日現在の執行役員の氏名及び地位・担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位・担当業務
しまおか 嶋岡 学	取締役(事業担当兼海外事業担当)兼常務執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員
あさ い 浅井 功一郎	取締役(事業担当)兼常務執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)兼専務執行役員
や ぎ 八木 毅之	取締役(人事総務担当兼CSR推進副担当)兼常務執行役員 (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員、(株)テクノプロ・コンストラクション取締役
はぎわら 萩原 利仁	取締役(管理担当)兼CFO兼常務執行役員 (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員、(株)テクノプロ・コンストラクション取締役
おくむら 奥村 辰典	執行役員(経営企画管掌)兼経営企画部長
なかもと 中元 一彰	執行役員(事業管理管掌)
あ だち 安達 俊行	執行役員(情報システム管掌)
せき わ 関和 達也	執行役員 (株)テクノプロ・コンストラクション代表取締役社長
はやふね 早船 征実	執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・R&D社社長)
お だ 小田 寛	執行役員 善誠科技発展(上海)㈱董事長兼総経理
きたがわ 北川 太	執行役員 テクノブレーン㈱代表取締役社長
おお た 大田 久光	執行役員 (株)テクノプロ・スマイル代表取締役社長
じん ぼ 神保 荘太郎	執行役員(海外事業管掌)兼海外事業部長
にしはし 西橋 輝彦	執行役員(国内事業・拠点支援管掌) (株)テクノプロ取締役兼常務執行役員

(注) 1. 2021年7月1日付で、嶋岡学氏、浅井功一郎氏、八木毅之氏及び萩原利仁氏の地位・担当業務については、以下のとおり変更しております。また、同日以降、同4氏は、執行役員を兼務しておりません。

嶋岡 学	代表取締役副社長兼COO (株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・デザイン社社長)、(株)テクノプロ・コンストラクション取締役
浅井 功一郎	専務取締役 (株)テクノプロ代表取締役社長(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)
八木 毅之	代表取締役社長兼CEO (株)テクノプロ取締役、(株)テクノプロ・コンストラクション取締役
萩原 利仁	常務取締役兼CFO (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員、(株)テクノプロ・コンストラクション取締役

2. 2021年7月12日付で、三枝 吏^{さいぐさつかさ}氏が、執行役員(人事管掌)に就任しております。

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の報酬等

(i) 取締役の個人別の報酬等の決定方針等

① 当事業年度の実取締役の個人別の報酬等の決定方針等

当社は、2021年2月24日付取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は次のとおりです。

1) 基本方針および方針決定方法

当社の業務執行取締役に係る報酬制度は、企業価値の最大化に向けた当該取締役の意欲を高めるとともに、株主の中長期的利益との連動性を意識したものとしています。当社は、役員の報酬等の妥当性と決定プロセスの客観性・説明責任の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、独立役員のみを構成員とする指名報酬諮問委員会を設置しており、役員報酬の決定に必要な基本方針、ガイドライン、規則及び手続等や、各役員の個別の報酬等に係る事項については、指名報酬諮問委員会にて審議を行った後、その審議内容を踏まえて決定しております。

取締役の固定報酬及び単年度賞与(金銭報酬)の個人別の額の決定は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の各職務内容を評価し得る立場であるため、代表取締役社長にこれを委任するものとし、代表取締役社長は、株主総会において決議された報酬等の額の範囲内において、各取締役の固定報酬及び単年度賞与(金銭報酬)の個人別の額の決定を行っております。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当該委任は毎年、取締役会の決議により行うものとし、代表取締役社長は、当該決定を行うに当たって、予め、指名報酬諮問委員会において、各取締役の固定報酬及び単年度賞与(金銭報酬)の個人別の額について審議の上、当該審議の内容を最大限尊重して、これを決定することを、当該委任の条件としております。また、業務執行取締役の非金銭報酬等に係る個人別の数その他の事項については、予め、指名報酬諮問委員会において審議の上、当該審議の内容を最大限尊重して、取締役会の決議により決定しております。

2) 取締役報酬に関する方針

業務執行取締役の報酬等は、各々の職責に応じた固定報酬、短期業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬制度で構成しております。

社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場から経営を監督及び助言する立場を考慮し、固定報酬のみで構成しております。

(ア) 固定報酬(金銭報酬)

業務執行取締役の個人別の固定報酬(金銭報酬)は、代表取締役社長を筆頭として役位別に定めた報酬レンジに基づき決定します。

社外取締役の個人別の固定報酬(金銭報酬)は、社外取締役としての責務に相応しいものとし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮して個別に決定します。

(イ) 短期業績連動報酬(金銭報酬・業績連動報酬等)

業務執行取締役に対する短期業績連動報酬として、短期インセンティブである単年度賞与(金銭報酬)を支給しております。

業務執行取締役に対する単年度賞与(金銭報酬)の総額に係る業績指標は、経営指標としての重要性等の見地より決定するものとし、当該賞与の水準は、当該取締役の固定報酬額の100%を上限とし、下限は不支給としております。個人別の額は、総額及び水準の範囲内において、単年度連結業績に対する担当部門業績の貢献度、担当部門の売上収益や償却前営業利益等の当該年度予算比達成度や前年度比増減率等の指標に加え、内部統制システムの整備やコンプライアンスの観点、人材育成を含む中長期的な企業成長に向けた取り組み等を参考に、決定しております。

(ウ) 譲渡制限付株式報酬制度(非金銭報酬等・業績連動報酬等)

業務執行取締役に対して、譲渡制限付株式の付与を含む株式関連報酬等を支給する場合があります。

譲渡制限付株式報酬制度は、対象者に対し、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象者と株主との一層の価値共有を進めることを目的としており、譲渡制限期間が解除された時点の株価に基づき報酬として認識・課税されるものであることから、当社では、会社の中長期的な業績・株価と役員の報酬が連動する業績連動報酬であると位置づけ、個人別に割り当てる譲渡制限付株式数は、代表取締役社長を筆頭に役位別に決定しております。

なお、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中に、当社の書面による事前の承諾なく競業を行った場合、又は当社グループの内部規程等に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等には、当該取締役が割当てを受けた譲渡制限付株式の全部又は一部を当社が無償で取得することとしております。

3) 固定報酬、単年度賞与(金銭報酬)及び譲渡制限付株式報酬の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬構成においては、中長期的な会社成長や企業価値との連動性をより高めることを目的として、業績連動報酬である単年度賞与(短期インセンティブ)及び譲渡制限付株式報酬(中長期インセンティブ)の割合を段階的に高めることとしております。

② 翌事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定方針等

当事業年度において、当社の取締役(社外取締役を除きます。)の報酬体系は、固定報酬、短期業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬制度で構成されておりますが、今般、当社の取締役(業務執行取締役に限ります。)に対して、新中期経営計画『Evolution 2026』に掲げた業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを

目的とする、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入すること、並びに取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの客観性・説明責任の強化を図るため、取締役の個人別の報酬等の決定方針等について、指名報酬委員会での審議を踏まえて、2021年8月10日付取締役会において決議いたしました。

なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）の導入につきましては、同報酬制度に関する報酬決定について、第6号議案を原案のとおりご承認いただくことを前提としております。

翌事業年度の取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は次のとおりです。

1) 基本方針および方針決定方法

当社の業務執行取締役に係る報酬制度は、短期の業績目標達成及び中長期の企業価値向上に向けた当該取締役の意欲と株主との価値共有の意識を高める構成とします。当社は、役員の報酬等の妥当性と決定プロセスの客観性・説明責任の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、独立役員のみを構成員とする指名報酬委員会を設置しており、役員報酬の決定に必要な基本方針、ガイドライン、規則及び手続等や、業績連動報酬等の評価指標、各取締役の個別の報酬等に係る事項については、予め指名報酬委員会において審議の上、当該審議の内容を最大限尊重して、取締役会の決議により決定します。

取締役の基本報酬及び単年度賞与の個人別の額、並びに株式報酬の個人別の数については、予め、指名報酬委員会において審議の上、当該審議の内容を最大限尊重して、株主総会において決議された報酬等の額及び内容の範囲内において、取締役会の決議により決定します。

2) 取締役報酬に関する方針

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）、短期インセンティブとしての単年度賞与（金銭報酬・業績連動報酬等）及び中長期インセンティブとしての株式報酬（非金銭報酬等・業績連動報酬等）で構成します。

非業務執行取締役（取締役会長及び社外取締役）の報酬等は、高い客観性・独立性をもって経営を監督及び助言する立場に鑑み、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）のみで構成します。

（ア）基本報酬（金銭報酬）

業務執行取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み、代表取締役社長を筆頭として役位別に決定します。

非業務執行取締役（取締役会長及び社外取締役）の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮して個別に決定します。

（イ）単年度賞与（金銭報酬・業績連動報酬等）

業務執行取締役に対し、単年度の目標達成に対するインセンティブを目的とした短期業績連動報酬である単年度賞与を支給するものとします。

単年度賞与は、当社連結業績指標の目標達成率を全対象取締役共通の評価指標とするほか、個人別に設定する戦略目標の達成度、及び担当部門を有する対象取締役については担当部門業績指標の目標達成

率を評価指標として、これらに連動して支給するものとします。評価指標として採用する業績指標はその時々における経営上の重要性等に応じて、個人別の戦略目標及び各評価指標による評価割合は各対象取締役の職責・役割に応じて、それぞれ決定します。

単年度賞与の個人別の額は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して役位毎に定める対象取締役毎の基準賞与額に、上記評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定することとします。支給率は目標達成時を100%とし、当社連結業績指標及び担当部門業績指標の目標達成率に応じた支給率の変動幅は0～200%、個人別の戦略目標の達成度に応じた支給率の変動幅は0～120%とします。

(ウ) 株式報酬(非金銭報酬等・業績連動報酬等)

業務執行取締役に対し、中期経営計画に掲げる業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬を支給することとします。株式報酬の具体的内容として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)を採用します。

株式報酬は、原則として、中期経営計画において定める業績目標の達成率を評価指標として、これに連動して支給します。評価指標として採用する業績指標は各中期経営計画における経営上の重要性等に応じて決定することとします。

株式報酬として交付する株式の個人別の数は、各々の職務の内容、役割、責任及び報酬構成割合等を考慮して定める対象取締役毎の基準額に、予め定めた対象期間(原則として、中期経営計画期間と一致させるものとします。)終了時における業績目標の達成度に応じた支給率を乗じた金額に基づいて決定することとします。業績支給率は0～200%の間で設定します。

株式報酬として株式を交付するに当たっては、原則として、当社と対象取締役との間で、在任期間中に当社と当該取締役の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合等、一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること等を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結します。また、対象期間中に取締役の地位を退任した場合又は一定の非遵行行為があった場合には、株式報酬の支給を行わないこととします。

3) 基本報酬、単年度賞与及び株式報酬の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬構成においては、中長期的な会社成長や企業価値との連動性をより高めるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬である単年度賞与(短期インセンティブ)及び株式報酬(中長期インセンティブ)の割合を高めることを基本方針とします。

業務執行取締役の報酬構成比率は、目標達成時に、基本報酬、単年度賞与、及び株式報酬の割合が、原則として、それぞれ概ね以下となるよう設定することとします。

基本報酬：単年度賞与：株式報酬 = 45～47：22～26：26～33

(ii) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	282	168	78	36	5
監査役 (社外監査役を除く。)	15	15	—	—	1
社外取締役	27	27	—	—	3
社外監査役	29	29	—	—	4

- (注) 1. 上表の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬等である賞与にかかる業績指標は2021年6月期連結業績における親会社の所有者に帰属する当期利益であり、目標12,300百万円に対して、その実績は13,245百万円であります。なお、個人別の賞与額は、単年度連結業績に対する担当部門業績の貢献度、担当部門の売上収益や償却前営業利益等の当該年度予算比達成度や前年度比増減率等の指標に加え、内部統制システムの整備やコンプライアンスの観点、人材育成を含む中長期的な企業成長に向けた取組み等を参考に、決定しております。
3. 当社は非金銭報酬等である株式報酬として、当社の取締役(社外取締役を除きます。)に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その概要や割当ての際の条件等は「(i) 取締役の個人別の報酬等の決定方針等」のとおりであります。
4. 2014年6月30日付臨時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は年額400百万円、監査役の報酬等の限度額は、年額100百万円と決議いただいております。ただし、報酬等の上限額には、役員賞与は含まれますが、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれません。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)、監査役の員数は5名であります。
5. 2017年9月28日開催の第12回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、取締役(社外取締役を除きます。)に対し、上記4. の取締役の報酬等の限度額とは別枠で年額100百万円以内の金銭報酬を支給することについて決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は3名)となり、当該報酬の対象となる取締役は5名であります。また、第6号議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、当該譲渡制限付株式報酬制度は廃止するものとします。
6. 株式報酬(中長期インセンティブ)の欄には、譲渡制限付株式報酬制度に基づく2021年6月期における費用計上額を記載しております。
7. 役員退職慰労金制度はありません。

④ 社外役員に関する事項

(i) 社外役員の重要な兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「①取締役及び監査役の状況」に記載したとおりであります。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

2021年6月30日現在

氏名	地位	出席回数	在任期間	主な活動状況及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
わたべ つねひろ 渡部 恒弘	取締役(社外)	[取締役会] 15／15回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%) [指名報酬諮問委員会] 12／12回(100%)	9年2か月	銀行、外資系金融機関等での経営者としての豊富な経験や幅広い知見に基づく客観的な視点から、取締役会及び指名報酬諮問委員会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な発言、助言を積極的に行っております。
やま だ かずひこ 山田 和彦	取締役(社外)	[取締役会] 15／15回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%) [指名報酬諮問委員会] 12／12回(100%)	5年9か月	弁護士として、特に企業買収、企業再編、企業統治、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見に基づく客観的な視点から、取締役会及び指名報酬諮問委員会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な発言、助言を積極的に行っております。
さかもと はるみ 坂本 春生	取締役(社外)	[取締役会] 15／15回(100%) [独立役員会議] 2／2回(100%)	4年9か月	通商産業政策に携わる行政官として、また経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく客観的な視点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な発言、助言を積極的に行っております。

氏名	地位	出席回数	在任期間	主な活動状況
たか お 高尾 光俊	監査役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [監査役会] 16/16回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%) [指名報酬諮問委員会] 12/12回(100%)	7年2か月	財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見並びに大手企業における企業経営者としての豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。
み かみ あきら 三神 明	監査役(社外)	[取締役会] 15/15回(100%) [監査役会] 16/16回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%)	1年9か月	内部統制・内部監査・リスクマネジメントに関する豊富な知見や実務経験、大手商社時代に培った国際感覚並びに上場企業での常勤監査役としての豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。
た なべ こ 田邊 るみ子	監査役(社外)	[取締役会] 12/12回(100%) [監査役会] 11/11回(100%) [独立役員会議] 2/2回(100%)	9か月	公認会計士としての専門性に加え、上場企業における経理財務業務、子会社監査役業務等の経験を通じた、財務会計・監査全般・コーポレートガバナンス等の分野における豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。

- (注) 1. 取締役 渡部恒弘氏は、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役に選任され、独立役員会議の議長を務めております。
2. 取締役 渡部恒弘氏、山田和彦氏、監査役 高尾光俊氏は、指名報酬諮問委員会の委員であり、監査役 高尾光俊氏は、指名報酬諮問委員会の委員長(議長)を務めております。(指名報酬諮問委員会は、2021年7月1日付で、指名報酬委員会に名称変更いたしました。)
3. 監査役 田邊るみ子氏については、監査役に就任した2020年9月29日以降に開催された取締役会、監査役会及び独立役員会議に関する出席状況を記載しております。

(iii) 社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額とは別に、前事業年度における監査証明業務に基づく追加報酬額1,200千円を当事業年度において支出しております。
3. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を受けるほか、過年度における会計監査人の職務遂行状況や当該事業年度の監査計画の適切性並びに効率性等を確認のうえ報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難であると判断した場合等には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様へに直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目処とし、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。

当事業年度の期末配当は1株当たり135円とさせていただきます予定です。これにより、当事業年度の年間配当は、実施済みの中間配当(1株当たり50円)と合わせて1株当たり185円となり、連結配当性向は50.2%となります。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	64,113
現金及び現金同等物	32,524
売掛金及びその他の債権	20,716
未収法人所得税	1,591
その他の短期金融資産	4,829
その他の流動資産	4,450
非流動資産	53,876
有形固定資産	1,757
使用権資産	5,074
のれん	36,307
無形資産	1,975
その他の長期金融資産	3,656
繰延税金資産	4,393
その他の非流動資産	710
資産合計	117,989

科目	金額
負債	
流動負債	43,647
買掛金及びその他の債務	14,288
借入金	1,990
リース負債	5,161
未払法人所得税	4,129
その他の短期金融負債	3,632
従業員給付に係る負債	7,348
引当金	3
その他の流動負債	7,093
非流動負債	15,609
借入金	6,467
リース負債	4,202
その他の長期金融負債	4,118
繰延税金負債	238
退職後給付に係る負債	14
引当金	449
その他の非流動負債	117
負債合計	59,256
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	57,226
資本金	6,929
資本剰余金	7,460
利益剰余金	43,557
自己株式	△1,000
その他の資本の構成要素	279
非支配持分	1,506
資本合計	58,733
負債及び資本合計	117,989

連結損益計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	161,316
売上原価	121,589
売上総利益	39,727
販売費及び一般管理費	22,087
その他の収益	2,162
その他の費用	340
営業利益	19,461
金融収益	202
金融費用	190
税引前当期利益	19,472
法人所得税費用	6,080
当期利益	13,392
当期利益の帰属	
親会社の所有者	13,245
非支配持分	146
合計	13,392

計算書類

貸借対照表(2021年6月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,097
現金及び預金	2,788
前払費用	462
営業未収入金	402
その他	3,442
固定資産	42,972
有形固定資産	594
建物	441
工具、器具及び備品	152
無形固定資産	186
ソフトウェア	101
ソフトウェア仮勘定	85
その他	0
投資その他の資産	42,191
出資金	659
関係会社株式	40,546
敷金及び保証金	693
関係会社長期貸付金	75
繰延税金資産	176
その他	40
資産合計	50,069

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,462
短期借入金	3,250
1年内返済予定の長期借入金	2,000
未払金	1,441
未払費用	375
未払法人税等	140
未払消費税等	84
預り金	12
前受収益	156
その他	1
固定負債	6,503
長期借入金	6,500
その他	3
負債合計	13,966
純資産の部	
株主資本	35,915
資本金	6,929
資本剰余金	12,939
資本準備金	1,732
その他資本剰余金	11,207
利益剰余金	17,046
その他利益剰余金	17,046
繰越利益剰余金	17,046
自己株式	△1,000
評価・換算差額等	188
その他有価証券評価差額金	188
純資産合計	36,103
負債純資産合計	50,069

損益計算書(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		17,186
営業費用		5,703
営業利益		11,483
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	62	
出資金運用益	72	
為替差益	109	
その他	6	251
営業外費用		
支払利息	61	
支払手数料	75	
その他	8	145
経常利益		11,589
特別損失		
投資有価証券売却損	679	679
税引前当期純利益		10,910
法人税、住民税及び事業税	497	
法人税等調整額	48	545
当期純利益		10,364

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月16日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 見並 隆一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、テクノプロ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月16日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 見並 隆一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、当該体制の運用状況及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月18日

テクノプロ・ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	斑 目 仁	印
監 査 役	高 尾 光 俊	印
監 査 役	三 神 明	印
監 査 役	田 邊 る み 子	印

（注）監査役 高尾光俊、監査役 三神明及び監査役 田邊のみ子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

TOPICS

テクノプロ・グループは、「技術」と「人」のチカラでお客さまと価値を共創し、
持続可能な社会の実現に貢献します。

ダイバーシティーの取組み

当社グループは、年齢・性別・国籍・人種にかかわらず
多く多様な人材が活躍できる環境整備を目指し、ダイバー
シティーの取組みに力を入れています。

□厚生労働省の「外国人雇用企業支援事業」に協力

国内における2021年2月時点の外国人労働者数が172万人
を超え、もはや無くてはならない労働力となる中、文化・
慣習の違いや言葉の壁などが要因となり、外国人を雇用す
る企業にとって労務管理などの実務運用面での課題の存在
も指摘されています。

厚生労働省では、雇用管理の現場における利活用を企図
して「雇用管理に役立つ多言語用語集及び翻訳データの
作成・普及事業」が行われました。

1,000名を超える外国人従業員を雇用する当社グループ
は、その経験や知識を活かし、厚生労働省のこの事業に参
加・協力しました。

生物多様性の保全



当社は、WWFジャパン(公
益財団法人世界自然保護基金
ジャパン)の法人会員として
環境保全活動を応援しています。

WWFジャパンは、1961年にスイスで設立され、地球上
の生物多様性の保全と、人の暮らしが自然環境や野生生物
に与える負荷の軽減を柱として活動している地球環境保全
団体です。

経済産業省の「DX認定事業者」に選定



「DX認定制度」とは、「情報
処理の促進に関する法律の一
部を改正する法律」に基づき、
デジタル技術による社会変革
を踏まえて経営者に求められる対応をまとめた「デジタル
ガバナンス・コード」の基本的事項に対応し、DX推進の準
備が整っていると認められる企業を国が認定する制度です。

当社は、2021年6月1日付けで、「DX認定事業者」に
選定されました。引き続き、社内のDX化推進にとどまるこ
となく、エンジニアの技術力を通じて社会や産業のニーズ
にお応えすることで、DX推進に寄与いたします。

アジアの子供に絵本を届ける運動

当社グループでは、公益
社団法人シャンティ国際ボ
ランティア会が行うアジア
地域の子供たちに絵本を届
けるボランティア活動「絵本
を届ける運動」に、2019年
から参加しています。

昨年は、コロナ禍の影響
により実施を見送りましたが、今年は自宅で家族揃って
参加できる方法を採用したことで、62組の参加者がアジア
地域の子供に届ける絵本の日本語の上に現地語のシールを
貼る作業を行いました。



当社の運営する情報サイト「テクノプロ Do」にもさまざまな情報を掲載しています。 <https://www.technopro-do.com/>

第 16 回 定時株主総会 会場ご案内図

■ 会場

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル 2階
秋葉原コンベンションホール
TEL 03-5297-0230

■ 交通

JR 秋葉原駅(電気街口)	徒歩1分
東京メトロ銀座線 末広町駅(1番出口)	徒歩3分
東京メトロ日比谷線 秋葉原駅(2番出口)	徒歩4分
つくばエクスプレス 秋葉原駅(A3出口)	徒歩3分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



<ご来場される株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご来場を予定される株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 会場の座席の間隔を十分に確保するため、ご用意できる席数が限られます。このため、ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場入口付近で検温を実施させていただきます。検温にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、ご入場のご遠慮をお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場内においては、登壇役員及び運営スタッフのマスク、フェイスシールド、手袋等の着用、アルコール消毒液の設置、その他感染予防措置を講じる予定でありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

※会場ホール内には、喫煙スペースは設けておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。
環境に配慮した「ベジタブルイン
ク」を使用しています。